

第6次山形県教育振興計画(後期計画)

令和2年3月
山形県教育委員会

はじめに

山形県教育委員会は、平成 27 年 5 月に、第 6 次山形県教育振興計画を策定し、平成 27 年度から概ね 10 年間を通して目指す本県教育の姿を示すとともに、平成 31 年度までの前期 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む主要な施策の方向性と具体的な取組み等を示しました。

計画では、「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」を基本目標に掲げ、目指す人間像を「『いのち』をつなぐ人」「学び続ける人」「地域とつながる人」として示し、市町村教育委員会はもとより関係団体等との連携を深めながら、学校・家庭・地域が一体となって各般の施策に取り組んでまいりました。

この間、人口減少、少子高齢化の進行、急速な社会・経済のグローバル化と技術革新の進展等、社会が大きく変化する中であって、教育をめぐる課題は、一層多様化・複雑化しています。こうした教育を取り巻く環境の変化と国の教育改革の動向を踏まえつつ、これまでの取組みの成果と課題等を明らかにし、今後 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度）の取組みを総合的・計画的に推進するため、第 6 次山形県教育振興計画（後期計画）を策定いたします。

後期計画では、基本目標を引き継ぐとともに、新たな課題や動向にも迅速かつ的確に対応するため、目指す人間像を「『いのち』をつなぐ人」「学びを生かす人」「地域をつくる人」とし、他者を尊重し自己を大切に思う自尊感情の更なる育成や主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成、地域課題を発見・解決する力の育成等に重点的に取り組んでいくこととしております。

県教育委員会としましては、関係諸機関との連携・協働を進めるとともに、県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、後期計画に掲げた施策を着実に推進し、「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

結びに、後期計画の策定にあたり、多大なご協力と貴重なご意見を賜りました「第 6 次山形県教育振興計画（後期計画）検討委員会」の委員の皆様、関係各位、県民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

山形県教育委員会教育長 菅間 裕晃

第6次山形県教育振興計画(後期計画)

目次

序章	第6次山形県教育振興計画の見直しについて	1
1	第6次山形県教育振興計画について	
(1)	見直しの趣旨	
(2)	計画の性格	
(3)	計画の構成	
(4)	計画の進行管理	
2	6教振前期の取組みについて	
(1)	基本目標と目指す人間像	
(2)	主要な取組みと成果・課題	
第1章	昨今の教育を取り巻く状況	8
1	社会の状況の変化	
2	国の教育施策の動向	
3	これからの社会においてより必要となる力	
第2章	6教振(後期計画)について	10
1	6教振(後期計画)の基本目標と目指す人間像	
(1)	基本目標	
(2)	目指す人間像	
2	6教振(後期計画)の概要	
第3章	今後5年間に取り組む施策	
基本方針Ⅰ	「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する	15
主要施策 1	「いのちの教育」の推進	
主要施策 2	思いやりの心と規範意識の育成	
主要施策 3	生命の継承の大切さに関する教育の推進	
基本方針Ⅱ	豊かな心と健やかな体を育成する	22
主要施策 4	教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進	
主要施策 5	豊かな心の育成	
主要施策 6	健やかな体の育成	

基本方針Ⅲ	社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する	28
主要施策	7 主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成と 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備	
基本方針Ⅳ	変化に対応し、社会で自立できる力を育成する	33
主要施策	8 グローバル化等に対応する実践的な力の育成	
主要施策	9 ICTを活用した情報活用能力の育成	
主要施策	10 自己実現を図るための勤労観・職業観の育成	
基本方針Ⅴ	特別なニーズに対応した教育を推進する	43
主要施策	11 特別支援教育の充実	
基本方針Ⅵ	魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する	46
主要施策	12 子どもの学習意欲を喚起する環境づくりの推進	
主要施策	13 時代の進展に対応した学校づくりの推進	
主要施策	14 私立学校の振興	
基本方針Ⅶ	郷土に誇りを持ち、地域社会の担い手となる心を育成する	53
主要施策	15 郷土愛を育み、地域と協働する教育の推進	
主要施策	16 山形の宝の保存活用・継承	
基本方針Ⅷ	活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める	57
主要施策	17 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	
主要施策	18 青少年の地域力の育成・地域活動の促進	
主要施策	19 地域の教育力を高める生涯学習環境の充実	
基本方針Ⅸ	地域に活力を与える文化とスポーツを推進する	64
主要施策	20 県民に喜びと心の安らぎを与える文化の推進	
主要施策	21 県民に元気と感動を与えるスポーツの推進	
	第6次山形県教育振興計画（後期計画）主な重要業績評価指標	71
	参考資料	73

序章 第6次山形県教育振興計画の見直しについて

1 第6次山形県教育振興計画について

(1) 見直しの趣旨

- 平成27年5月に策定した第6次山形県教育振興計画（以下「6教振」という。）は、概ね10年間を通して目指す本県教育の姿を示すものとして策定され、その「目指す本県教育の姿」を踏まえ、5年間（平成27年度から平成31年度まで）に総合的かつ計画的に取り組む主要な施策の方向性と具体的な取組みを示しています。
- この間、我が国は、人口減少の一層の加速、少子高齢化の進行、グローバル化の進展、技術革新の急速な発展などにより、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えようとしています。このような社会状況にあつて、国では、平成29年に小・中学校、特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部の学習指導要領及び幼稚園教育要領の改訂、平成30年に高等学校、特別支援学校の高等部の学習指導要領の改訂がなされるとともに、第3期教育振興基本計画が策定され、これからの社会の変化を見据えた教育の方向性を示しました。
- これからの社会においては、変化に適応するのみならず、自らが自立して主体的に社会に関わり、新たな価値を創造し、よりよい人生や社会を創ることができる人を育成する必要があります。そのためには、予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていく力が重要となります。
- こうした中、郷土山形に目を向けると、四季折々に変化する豊かな自然、古くから受け継がれ大切にされてきた伝統文化や文化財、地域に誇りを持ち、主体的に地域と関わり活力を生みだしてきた地域人材、一人ひとりの児童生徒を理解することに重きを置き、主体的・協働的な学びの実現に向けてきめ細かな指導・支援を続けてきた学校教育の風土等、人の成長に大きく寄与する地域資源に恵まれ、教育分野における熱心な取組みが行われてきました。社会の大きな変革期を迎えようとしている現在、豊かな自然、文化、人と関わる学び、一人ひとりを大切に育む教育の風土等、山形ならではの教育資源と関わりの中で、地域や社会に自分をどのように位置づけるか、地域や社会をどう描くかを考え、主体的に自らの人生を切り拓く人を育むことが大切と考えます。
- 本県の子ども、県民一人ひとりの更なる成長を実現するために、この後期計画では、基本目標として引き続き「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」を掲げ、目指す人間像を「『いのち』をつなぐ人」「学びを生かす人」「地域をつくる人」とし

て、実現に向けて、9の基本方針とそれに基づいた21の主要施策を体系化し、取組みを行います。

- 本計画では、将来にわたり持続可能な社会の実現に向けて、「持続可能な開発目標（SDGs）」¹の視点を踏まえた取組みを行います。

（2） 計画の性格

- 教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「地方公共団体の長が策定する教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」「第4次山形県総合発展計画」及び「実施計画」との整合を図ります。

（3） 計画の構成

- この計画は、今後5年間（令和2年度から令和6年度まで）を通して目指す本県教育の姿、総合的かつ計画的に取り組む主要な施策の方向性と具体的な取組みを示します。
- 主要な施策ごとに取組みを評価するための業績評価指標を設定します。

（4） 計画の進行管理

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年度、「教育に関する事務の管理及び執行状況」の点検及び評価を行い、評価の結果を公表します。
- 点検及び評価の結果を次年度以降の取組みに反映させるとともに、場合によっては、計画内容の見直しを含め、柔軟に対応します。

¹ SDGs: 2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

（外務省ホームページ）

2 6教振前期の取組みについて

(1) 基本目標と目指す人間像

本県では、第4次山形県教育振興計画（以下「4教振」という。）においては、「感性教育」を、第5次山形県教育振興計画（以下「5教振」という。）においては、「いのちの教育」をテーマに取り組んできました。この4教振と5教振の期間、本県では、「感性」「いのち」を中核に、人間形成の基盤や基本的な生き方を大切にされた教育を行ってきました。6教振策定時の本県を取り巻く環境は、少子高齢化を伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、ICTの進歩と社会や経済のグローバル化の進展、環境問題の高まり等、急激にかつ大きく変化してきました。一方で、いじめや体罰など「いのち」をめぐる問題が社会問題化し、人々の規範意識の低下や児童生徒の学力・体力の低下等の課題が指摘されました。また、地域の伝統文化・民俗芸能などの喪失への影響も懸念されました。このような状況だからこそ、人間性の基盤となる「感性」や基本的な生き方を希求してきた「いのち」の理念を備え、確かな学力、他を思いやる心、そして健康でたくましい体のいわゆる知徳体がバランスよく調和するとともに、それらを活かして、自立した一人の人間として社会の発展に貢献する総合的な力としての「人間力」を育むことと、更に、地域の発展に貢献する人材、すなわち地域の未来を切り拓いていく人材を育成していくことを目指し、本県教育の基本目標を以下のとおりとしました。

【基本目標】

「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」

また、基本目標の実現に向け、『人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人』を具現化した「目指す人間像」を以下のとおり掲げ、育成のために取り組んできました。

【目指す人間像（前期）】

「いのち」をつなぐ人

自分の存在や生き方を大切にし、同時に他者の生命や生き方を尊重する人。先人から自分へと受け継がれてきた生命の縦糸を次の世代につないでいく人。

学び続ける人

学び続けることを通して、知徳体を磨き、自ら考え、主体的に判断する力と、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる、しなやかに生きぬく人。

地域とつながる人

地域コミュニティの一員として、地域に積極的に参画し続け、地域の未来を切り拓いていく人。郷土を愛し、様々な形で地域とつながり続ける人。

広い視野と高い志を持って（3つの目指す人間像の全体を貫く基本姿勢）

夢や希望を持って、その実現に向け行動し続ける姿勢。地域の窓から世界を見る²など広い視野で物事を考え、より高い価値の創造に挑戦し続ける人。

² 星寛治「耕す教育」の時代―大地と心を耕す人びと―2006.10 真壁仁の言葉

(2) 主要な取組みと成果・課題

基本方針Ⅰ「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

主要施策1「いのちの教育」の推進

「いのちの教育」の実践を事例集にまとめ、活用を促すなど、「いのちの教育」の更なる充実を図ってきました。「いのちの教育」を行うためのプログラムや実践事例集を活用した取組み等により児童生徒の自尊感情の高まりが見られました。今後も、児童生徒の自尊感情の育成が必要です。

主要施策2 思いやりの心と規範意識の育成

「山形県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、積極的な認知及び組織的な対応を推進してきました。「山形県人権教育推進方針」（平成28年3月策定）の普及と活用を図り、児童生徒の人権を尊重する意識や態度を育成してきました。いじめや不登校、問題行動の予防、早期発見、適切な対応を図るため、スクールカウンセラーや教育相談員、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを学校に配置・派遣しました。現在も「チーム学校」体制の強化による早期発見と組織的対応が行われています。一方、不登校児童生徒の出現率は、増加傾向にあります。児童生徒間のSNS上のコミュニケーションが急速に浸透し、大人の目の届かない状況でのトラブルも懸念されます。今後も、いじめ・不登校の未然防止や早期発見に向けた取組みが必要です。

主要施策3 生命の継承の大切さに関する教育の推進

生命を次代につなぐ意識啓発事業において、県独自の高等学校家庭科指導事例集を作成し、学校での活用を推進することにより、生命の継承の大切さについて伝えてきました。また、児童生徒が生命や性等に関する正しい理解を深めるために、学校へ専門医の派遣を行ってきました。今後も、児童生徒に将来の展望を考えさせる実践を推進する必要があります。

基本方針Ⅱ 豊かな心と健やかな体を育成する

主要施策4 教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進

家庭教育に関しては、保護者への学習機会や親子一緒に体験活動機会を提供してきました。また、平成30年3月に「子どもの生活習慣に関する指針」を策定し、周知・普及を行ってきました。引き続き、家庭教育の充実を図るため、保護者の学習機会を創出する必要があります。

幼児教育に関しては、各小学校区において、小学校・幼稚園・保育所等の合同での研修を実施し、幼保小の連携を深めてきました。今後は、改定された幼稚園教育要領に基づき幼保小の連携を強化し、幼児教育を推進する必要があります。

主要施策5 豊かな心の育成

「第3次山形県子ども読書活動推進計画」を策定し、学校・家庭・地域が連携した読書活動の推進や読み聞かせに関わる方への研修等に取り組んできました。また、学校における文化芸術活動への補助等により、児童生徒が優れた文化芸術に触れる機会を創出

しました。今後は、親子が読書に親しむ機会の一層の充実や、探究型学習等における学校図書館の効果的な活用を推進する必要があります。

主要施策6 健やかな体の育成

児童生徒の健康課題の改善に向けた各学校での研修に対して、専門医を派遣するとともに、体育・保健体育授業の充実を図るため、外部指導者を小・中学校に派遣しました。「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年12月策定）を踏まえた部活動の徹底とともに、少子化に伴う部員数や部活動数の減少に対応した部活動のあり方についても検討する必要があります。また、新たな学習指導要領に基づき、学校の教育活動全体を通じて、健康教育及び食育を推進する必要があります。

基本方針Ⅲ 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する

主要施策7 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備と確かな学力の育成

小・中学校においては、主体的・協働的な学びである探究型学習を推進しました。また、県内初の併設型中高一貫教育校である東桜学館中学校・高等学を開校するとともに、県立高等学校6校に探究科・普通科探究コースを設置しました。今後も、探究型学習等を通して、予測困難な社会を生きぬく力を育成していくことが必要です。

基本方針Ⅳ 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する

主要施策8 変化に対応する実践的な力の育成

鶴岡市をモデル地区として小・中・高等学校における実践研究に取り組み、グローバル化に対応した英語教育の充実を図ってきました。県立学校及び市町村立小学校へのタブレット端末等の整備を進めるとともに、教育センターにおける研修を通して、教員のICT活用指導力の向上を図りました。今後も、児童生徒のグローバル化に対応した実践的な英語の力を育成するとともに、技術革新に伴う社会の変化を見据え、児童生徒のICTを活用した情報活用能力の育成に向け、ICT環境整備、教員のICT活用指導力の向上等を図ることが必要です。

主要施策9 社会的自立に向けた勤労観・職業観の育成

小学校では地域の産業や「働く」ことをテーマとした学習・実践活動、中・高等学校では、地域産業界と連携した職場体験・インターンシップを実施する等、体系的にキャリア教育を推進しました。今後も、小・中・高等学校の発達段階に応じた系統的・体系的なキャリア教育を推進する必要があります。

基本方針Ⅴ 特別なニーズに対応した教育を推進する

主要施策10 特別支援教育の充実

特別支援学校において、教員の専門性の向上を図り、個々の能力に応じた学習指導や進路支援を充実させるとともに、リーフレットを作成し、教育機関や県民等に対して「インクルーシブ教育システム」の周知を図りました。個別の指導計画や個別の支援計画の作成率を更に高めるとともに、学校間での円滑な引継ぎ、関係機関との共有を図ることなどにより、切れ目ない支援体制を構築していくことが必要です。

基本方針Ⅵ 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する

主要施策11 信頼される学校づくりの推進

教員のキャリアステージに応じて必要な資質・能力を示した山形県教員「指標」を策定しました。（平成30年1月）また、「学校における働き方改革の取組み手引」により、各学校の働き方改革の取組みを推進してきました。今後も、教員の資質向上と学校における働き方改革の取組みを一層推進する必要があります。

主要施策12 時代の進展に対応した学校づくりの推進

県内初の併設型中高一貫教育校である東桜学館中学校・高等学校を開校し、社会の変化に対応する資質・能力を育成する学校づくりに取り組んできました。人口減少が進む中、小規模校の在り方を含め、今後の学校の再編整備について、引き続き検討を進めるとともに、地域の状況も踏まえた整備計画を策定し実施していくことが必要です。

主要施策13 私立学校の振興

私立学校運営費を助成する一般補助金（全日制）の補助率の段階的引き上げ・維持を行うとともに、「子ども・子育て支援新制度」の施行を踏まえた制度移行が円滑に行われるための支援を行ってきました。今後も、園児数・生徒数の減少の動向を踏まえ、教育条件の維持向上に資する適切な支援を行う必要があります。

基本方針Ⅶ 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する

主要施策14 郷土愛を育む教育の推進

平成27年度に副読本「郷土 Yamagata」を作成し、全中学校に配布するとともに、平成28年度からは郷土に関する学びや実践の成果を発信・共有する場として「郷土 Yamagata ふるさと探究コンテスト」を開催する等、児童生徒の郷土についての学びを促進してきました。今後は、学習指導要領の改訂に伴い教育課程に一層の工夫が求められる中、学校において郷土に関する教育を効果的に実施するための地域との連携方法の検討やカリキュラム・マネジメントの推進が必要です。

主要施策15 山形の宝の保存活用・継承

地域に残る有形・無形の文化財とともに、地域に伝わる伝統文化や民俗芸能を「山形の宝」として保存・活用・発信する活動を支援しました。登録された団体の中には、構成文化財である民俗芸能の演目を復活させたものもあります。また、本県では、これまでに「出羽三山『生まれかわりの旅』」や「山寺が支えた紅花文化」など4件の日本遺産が認定されました。今後も、本県が誇るユネスコ無形文化遺産、日本遺産、「山形の宝」などの文化財を、郷土に関する学びや地域の活性化に活用していくことが必要です。

基本方針Ⅷ 学校と家庭・地域が協働し支え合う仕組みを構築する

主要施策16 学校と家庭・地域との連携・協働の推進

地域学校協働活動を推進するとともに、地域学校協働本部の立ち上げを促進してきたことから、市町村の実情に応じた地域学校協働本部が設置され、活動が浸透してきまし

た。今後は、すべての公立学校において、学校・家庭・地域の連携・協働をより強化するための取組みが必要です。

基本方針Ⅸ 活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める

主要施策 17 青少年の地域力発揮

地域で活動する青年を実行委員とした「高校生地域活動セミナー」を開催するなど、高校生の地域活動への参加意欲の向上や若者が地域活動の主体として活躍できる環境づくりを促進してきました。今後も地域活動への参加者数の増加促進や地域で活躍する若者の取組みの周知等により、地域活性化の取組みを推進する必要があります。

主要施策 18 地域の教育力を高める生涯学習環境の充実

平成 30 年 3 月に「第 5 次山形県生涯学習振興計画」を策定し、機関機関と情報共有・事業連携を図り、ニーズに応じた学びの機会を提供しました。また、「山形県立図書館活性化基本計画」を策定し、計画に基づく大規模改修を行いました。今後は、新たな図書館における情報発信の強化及び多様な主体と連携した賑わい創出を行うことが必要です。

基本方針Ⅹ 県民に元気と活力を与えるスポーツを推進する

主要施策 19 生涯スポーツの推進

総合型地域スポーツクラブの創設と育成について支援し、県内全ての市町村に、総合型地域スポーツクラブが創設され、放課後子ども教室の活動と総合型地域スポーツクラブが連携した活動が行われました。今後は、持続可能な総合型地域スポーツクラブ運営のための課題解決への支援や放課後子ども教室と連携した活動の充実が必要です。

主要施策 20 競技スポーツの推進

平成 29 年夏の南東北インターハイを目指したジュニア層の育成強化や、2018 年平昌オリンピック・2020 年東京オリンピックで活躍できるトップアスリートの育成等、競技スポーツの振興を図りました。南東北インターハイでは、歴代 2 位となる入賞数 60 という成績を収めました。今後も、本県選手の競技力向上を図るとともに、地方創生につなげる観点からも、本県出身のアスリートの県内回帰・定着を促進する必要があります。

第1章 昨今の教育を取り巻く状況

1 社会の状況の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の進行及び地域活力の維持・向上への対応

全国的に進む少子高齢化を伴う人口減少は、本県においても大きな課題となっています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」によれば、2015年（平成27年）の本県の人口は約112万人でしたが、2019年（令和元年）は、約107万人、2045年には、約77万人になると推計されています。そのうち、0～14歳までの人口は7万人で、構成比としては、県人口の1割にも満たない割合となる一方で、65歳以上の人口は33万人となり、構成比として2015年の33.9%から43.0%に増えることが予想されています。児童生徒数の減少に伴い学校数も減少しており、小学校数は、2015年の268校から2019年に248校となり、中学校は、2015年の103校から2019年は98校となっています。

このような人口減少や少子高齢化の進行により、地域コミュニティの衰退、産業構造の変化、文化継承・保存の危機等が懸念されます。地域活力の維持・向上を図るため、各自治体による地方創生の取組みの一層の推進が求められています。

(2) 技術革新とグローバル化の進展

2030年頃には、第4次産業革命といわれるIoTやAI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていくSociety5.0³の到来が予想されています。このような技術革新の進展により、今後10～20年後には、日本の労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等に代替できる可能性が指摘される一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられます。このように社会の変化は加速し、複雑で予測困難となってきており、しかも、こうした変化が、どのような職業や人生を選択するかに関わらず、全ての人の生き方に影響するものとなっていると指摘されています。

また、情報技術の飛躍的な進化を背景として、経済や文化などの社会のあらゆる分野でのつながりが国境や地域を越えて活性化し、多様な人々や地域同士のつながりはますます緊密さを増しています。グローバル化が加速し、人・モノ・情報等が国境を越えて行き交う状況は、本県においても同様であり、本県の外国人人口は、平成27年は6052人でしたが、平成30年は7258人となり、増加傾向にあることもその一端と言えます。

このような技術革新とグローバル化の進展の中で、就労形態や国際環境の変化を注視し、対応していくことが求められています。

(3) 価値観の多様化

内閣府の調査によると、「豊かさ」について、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさやゆとりのある生活」を重視する傾向が続いています。近年は、首都圏等の都市住民における「田園回帰志向」の高まりや、消費行動に関して「モノ消費」から「コト消費」への流れがみられるなど、多様な豊かさに対する国民の関心が一層高まっています。平成25年に障害者差別解消法が制定され、障がいや理由とする差別の解消を推進する取組みが行われてきました。全ての国民が、

³ Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）工業社会（Society 3.0）情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。（内閣府ホームページ）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。また、高齢者や女性などの潜在的労働力の活用、兼業・副業など、多様な働き方や働き手を前提とした就労環境へと変化が見られます。このように、人々の価値観の多様化が進展しています。

2 国の教育施策の動向

(1) 学習指導要領の改訂

6教振策定後に改訂された学習指導要領においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けることを重視しています。そのため、育成を目指す資質・能力を、①「何を理解しているか・何ができるようになるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」②「理解していること、できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力」・人間性等の涵養）」の三つの柱で整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図っています。

(2) 第3期教育振興基本計画

第3期教育振興基本計画（対象期間：2018～2022年度）では、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育施策の中心課題に据えて取り組む必要があるとの考え方が示されました。その考え方の下、国の第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方が示されました。

3 これからの社会においてより必要となる力

社会の状況の変化や国の教育施策の動向を踏まえ、これから社会においてより必要となる力を以下のように考えます。

- 自己の存在と同時に他者の存在や価値観を尊重することや、多面的・多角的なものの方・考え方ができることが更に重要となり、多様な価値観、それぞれの個性や違いを理解し、互いの生き方や人格を尊重する力が必要です。
- コミュニケーション能力や主体性・積極性を身に付けた人材の育成が重要となり、多様な他者と協働しながら、主体的に判断し、新たな価値を生み出す力が必要です。
- 個人が直接世界とつながり、かつ、急速に変化する社会状況の中でも、自己の考えを持ち、直面する課題に主体的に向き合うことが重要となり、グローバル化の進展や急速な技術革新等、様々な変化に柔軟に対応し、未来を切り拓く力が必要です。
- 地域において、グローバルな視点を持ちながらも、地域社会に目を向け、働きかける人材の育成が求められており、郷土を愛し、地域の課題を発見し解決するなど、地域社会の創造・発展に貢献する力が必要です。

第2章 6教振（後期計画）について

1 6教振（後期計画）の基本目標と目指す人間像

(1) 基本目標

6教振の基本目標については、6教振策定後の様々な社会の変化等を踏まえても、「人間力」という総合的な力の育成や、「山形の未来をひらく」という地域の未来を切り拓いていく人材の育成の重要性は変わらないと考えられます。また、人間形成の基盤や基本的な生き方を大切にしたい教育の考え方は、4教振の「感性の教育」及び5教振の「いのちの教育」の理念も継承する「山形らしい教育」と言えます。これらのことから、6教振（後期計画）において、引き続き、この基本目標を掲げます。

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

(2) 目指す人間像

6教振策定後の社会の状況や国の教育施策の動向を踏まえ、基本目標を具現化した「目指す人間像」を以下のとおりとします。

「いのち」をつなぐ人

5教振では、自らの生命が輝くような生き方をし、同時に他者の生命と生き方も尊重する人間を育成することを目標の中核に据えて取り組んできました。6教振においても、5教振の「いのちの教育」の考え方を引き継ぎ、「『いのち』をつなぐ人」を目指す人間像の一つとして掲げ、「自分の存在や生き方を大切にし、同時に他者の生命や生き方を尊重する人」「先人から自分への受け継がれてきた生命の縦糸を次の世代につないでいく人」の育成に取り組んできました。本県においては、全国学力・学習状況調査による「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の割合は増加しており、自尊感情・自己肯定感をもつ児童生徒が増えていると考えられます。自分の存在や生き方を大切にし、同時に他者の生命や生き方を尊重する人の育成に取り組んできた成果とも考えられます。引き続き、一人ひとりの子どもの自尊感情・自己肯定感を育むことが重要です。

一方、6教振策定後の社会の状況を見ると、SNS等のコミュニケーションツールの変化が激しく、子どもたちの関わりにも大きく影響しています。他者と容易につながることができる状況において、安易に他者を傷つける言葉を発信してしまう事例も見られます。他者と容易につながることができるからこそ、他者の立場や考えを理解し、よりよい人間関係を構築していくことが一層求められます。自尊感情・自己肯定感は、自分のよさや成長を、他者から認められ尊重されることで育まれることも多く、多様性や個性、違い等を受け止めることができる人の育成が大切です。また、自分の個性を受け止めることや成長を自覚することが、自尊感情・自己肯定感を育むことにもつながります。そのために、多様な価値観、それぞれの個性や違いを理解し、互いの生き方や人格を尊重する力が必要です。そこで、目指す人間像の「『いのち』をつなぐ人」

ち』をつなぐ人」の意味としては、これまでの考えを引き継ぎつつ、6教振（後期計画）では、「多様性」や「個性」を尊重する意味をより強めます。

「『いのち』をつなぐ人」

自分の存在や生き方を大切にしながら、多様性や個性を受け止め、他者の生命や生き方を尊重する人。先人から自分へと受け継がれてきた生命を、次の世代につないでいく人。

学びを生かす人

これまでは「学び続ける人」として、変化が激しい社会で生きぬいていくために、「学び続けることを通して、自ら考え、主体的に判断する力と、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる強さを身に付けた人」の育成を目指してきました。6教振策定時においても、教育を取り巻く社会の変化として、少子高齢化を伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、ICTの進歩や経済のグローバル化の進展などが予想されていました。現在においては、これまで以上の技術革新やグローバル化の進展、人口構造の変化や女性・高齢者等の活躍の進展、雇用環境の変化が予想され、社会の変化は、一層加速することが考えられます。このような状況の中、学習指導要領及び国の第3期教育振興基本計画においては、育成を目指す資質・能力を、①「何を理解しているか・何ができるようになるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」②「理解していること、できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱で整理し、自ら目的を考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となることを重視しています。これらの状況を踏まえると、これまでも本県において重視してきた「学び続ける」ということを通して、多様な他者と協働しながら、主体的に判断し、新たな価値を生み出す力、グローバル化の進展や急速な技術革新などの様々な変化に柔軟に対応し、未来を切り拓く力を育成することが重要であり、更には、価値の創造や社会や人生に学びを生かすことがこれまで以上に必要となります。そこで、目指す人間像を「学びを生かす人」として取り組みます。

「学びを生かす人」

学びを重ねることを通して、知徳体を磨き、自ら考え、主体的に判断し、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる人。多様な他者と協働しながら新たな価値を生み出し、学びを人生や社会に生かす人。

地域をつくる人

6教振では、「地域とつながる人」として、「地域コミュニティの一員として、地域に積極的に参画し続け、地域の未来を切り拓いていく人」「ふるさとを愛し、様々な形で地域とつながり続ける人」の育成を目指してきました。都市部では地域住民のつながりの希薄化により地域活動の停滞が指摘され、農村部では人口流出や高齢化の進展により地域の存立自体が危惧され、地域の維持・発展に貢献する人材の育成が求められました。現在においては、一部に地方回帰の動きがみられるものの、東京圏への人口の一極集中は依然として継続しています。本県では、全国より早く、1997年に出生数が死亡数を下回る人口の自然減少の状態となり、直近の2018年には、8千人を超える自然減少となるなど、その減少幅は拡大しています。高齢化や生産年齢人口の減少についても全国より早く進んでおり、我が国全体の状況よりも10年程度先んじた状態で少子高齢化が進行しています。人口減少は、労働力不足やそれに伴う生産活動の低下をもたらす可能性があり、将来にわたって県民生活全般に影響を及ぼします。人口減少問題に向き合い、持続的に発展する活力ある地域を形成していくためには、子どもたちのふるさとへの愛着と誇りや地域の課題を発見・解決する力等を養い、本県の持続的な発展を担う未来の人材を育成するとともに、誰もが活躍できる社会を形成し、地域の活力を高めていく必要があります。また、現在においては、「関係人口」⁴のような関わりの形態も生まれています。多様な人材を地域に受け入れ、協働しながらコミュニティの形成や地域活性化に向けた取組みを行い、よりよい地域社会の創り手となる人材を育成・確保することが重要となります。「地域とつながる」ためのこれまでの取組みを通して培った関係性を発展させ、よりよい地域社会の創り手の育成のために、目指す人間像を「地域をつくる人」として取り組みます。

「地域をつくる人」

郷土を愛し、地域とつながり続ける人。地域コミュニティの一員として、あるいは、地域と継続的かつ多様な形で関わり、地域のよさや課題を主体的に捉え、地域の人と協働することを通して、地域の未来をつくる人。

⁴ 「関係人口」：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。（総務省 関係人口ポータルサイト）

2 6教振（後期計画）の概要

6教振策定後の教育を取り巻く状況等

<p><社会の現状></p> <p>1 人口減少・少子高齢化の進行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の人口の減少 ○ 児童生徒の減少、学校の減少の加速 ○ 高齢化の進行 ○ 地域コミュニティの弱体化 <p>2 技術革新とグローバル化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技術革新による「Society5.0」の到来 ○ AIの進歩により仕事に変化する可能性の指摘 ○ 外国人人口の増加 <p>3 価値観の多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府による「幸福度指標試案」など、経済指標だけでない指標での豊かさへの評価の高まり ○ 障害者差別解消法制定等による共生社会の認識の高まり ○ 高齢者や女性などの潜在的労働力の活用、兼業・副業など、多様な働き方や働き手を前提とした就労環境の変化 	<p><国の動き></p> <p>学習指導要領の改訂や第3期教育振興基本計画の策定等により、新しい時代に必要な育成すべき資質・能力及び目指すべき個人の姿を提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 資質・能力を「生きて働く『知識・技能』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」の三つの柱で整理（学習指導要領の改訂） ◆ 主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成（第3期教育振興基本計画の個人の目指すべき姿）
---	---

<これからの社会においてより必要となる力>

- ・多様な価値観、それぞれの個性や違いを理解し、互いの生き方や人格を尊重する力
- ・多様な他者と協働しながら、主体的に判断し、新たな価値を生み出す力
- ・グローバル化の進展や急速な技術革新等、様々な変化に柔軟に対応し、未来を切り拓く力
- ・郷土を愛し、地域の課題を発見し解決するなど、地域社会の創造・発展に貢献する力

《基本目標》 人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

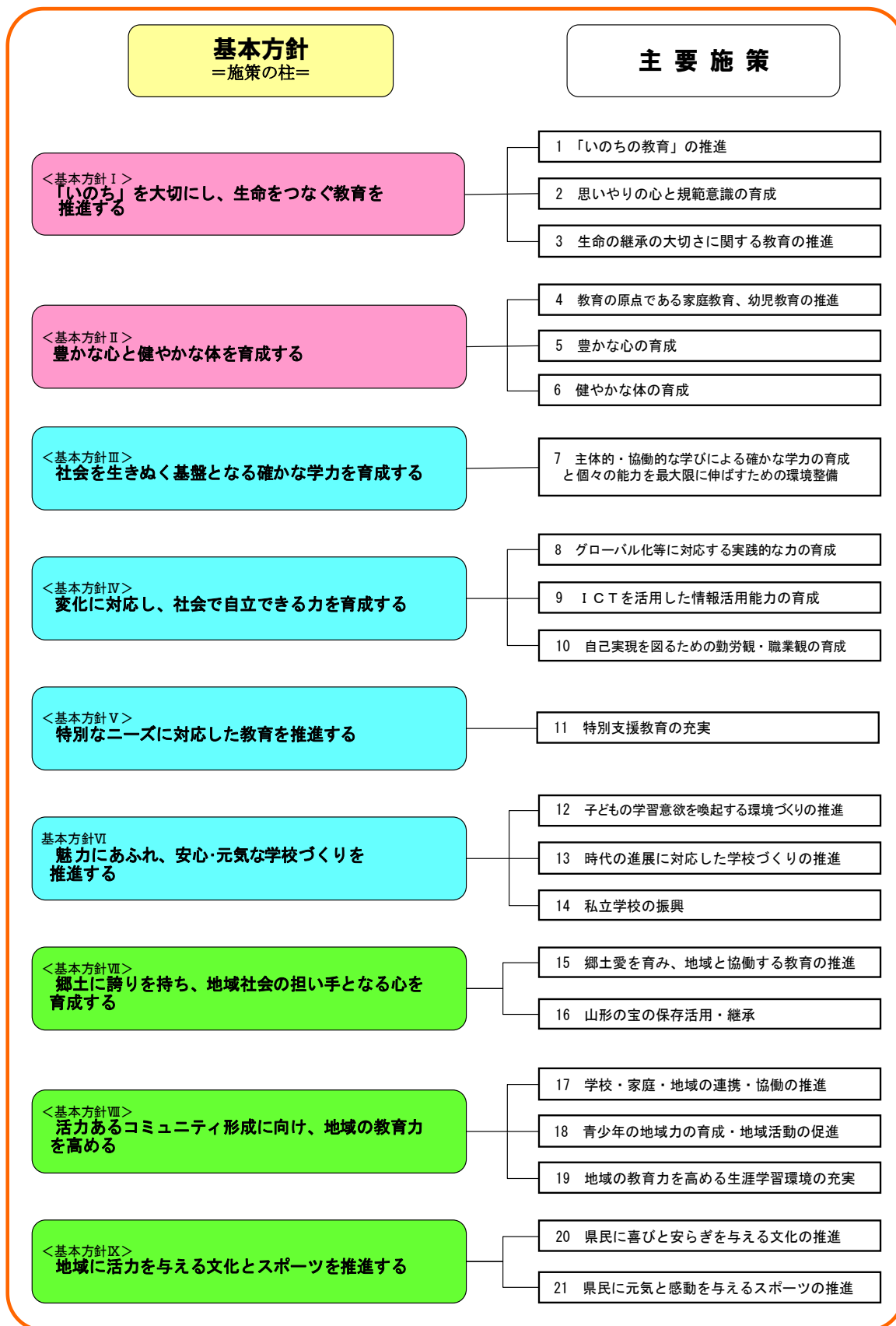
知徳体がバランスよく調和し、自立した一人の人間として社会の発展に貢献する総合的な力である「人間力」を磨き、山形県の持続的発展のため、生まれ育った郷土を愛し、地域で活躍し、未来を切り拓いていく人材の育成

<テーマ> つなぐ ～いのち、学び、地域～



（計画期間：令和2年度～令和6年度）

基本目標を実現するための施策の体系



第3章 今後5年間に取り組む施策

基本方針Ⅰ 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

一人ひとりが、変化の激しい社会の中で、よりよい人生や社会の創り手となるためには、「いのちの教育」⁵の理念に基づいた取り組みにより、児童生徒の自尊感情・自己肯定感を育み、よりよく生きようとする意識の醸成が不可欠です。

今後、互いの多様性や個性の尊重が一層求められる社会において、それぞれの価値観や生き方を尊重することが、更に大切となります。多様性や個性を認め、互いを高め、積極的に社会に関わることや自己の生き方を考える意識を醸成し、よりよい人生や社会の創り手の育成につながるよう、基本方針Ⅰとして、「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進します。

主要施策1 「いのちの教育」の推進

自己と他者の「いのち」の大切さを理解し、「生き方」について主体的に考え、尊重し合う児童生徒の育成に向けて、学校・家庭・地域における取り組みを推進します。

【現状と課題】

本県では、「教育山形『さんさん』プラン」による少人数学級編制を小・中学校等で実施し、教員が児童生徒一人ひとりへの理解を深め、きめ細かに指導する努力を継続してきました。その成果もあり、全国学力・学習状況調査において「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合は増加しており、自尊感情・自己肯定感をもつ児童生徒の増加につながっていると考えられます。一方で、約2割の児童生徒が、「自分には、よいところがあると思う」と答えることができない状況でもあります。また、昨今では保護者による児童虐待の問題が顕在化してきました。まわりの大人たちによって、子どもの命や本人が安心できる環境を守っていくことが一層求められています。安心できる環境の中で、子ども自身が、命の大切さを理解し、それぞれの価値観や生き方を尊重し、自分のよさや成長に気付くための取り組みにより、自尊感情・自己肯定感を育成することが必要です。

【主な取り組み】

- ① 幼児期から小・中・高等学校にわたる「いのちの教育」の推進
 - ア 平成31年3月に作成した幼児期から小・中・高等学校までの一貫した教育プログラム「幼児期から小学校・中学校・高等学校にわたる『いのち』（『生命』と『人間として

⁵ 「いのちの教育」：5教振から引き継ぐ本県が重視する教育。以下の三つの柱を立てた取り組み。

- (1) 自分を大切に思える気持ち（自尊感情）を育てる。
- (2) 「いのち」のつながりと多様性に気づかせる。
- (3) 「いのち」の尊さと人間としての生き方をしっかり教える。 (第6次山形県教育振興計画)

の生き方』)に関すること」に基づき、幼児期から小・中・高等学校における系統性や継続性を意識し、教育活動全体を通して「いのちの教育」を行います。

イ 道徳や総合的な学習（探究）の時間等において、異文化理解や個人の尊厳等について考えることなどにより多様性や個性を認め合う「いのちの教育」を実践し、その取組みを「いのちの教育」実践事例集としてまとめ、実践方法とともに、考え方等についても周知・普及します。

② 学校・家庭・地域が連携した「いのちの教育」の実践

ア 家庭や地域等と連携した取組みについて、積極的に家庭や地域等に周知・普及する等、学校が核となり家庭や地域等を巻き込んだ「いのちの教育」を推進します。

イ 地域学校協働本部の設置を推進し、各地で受け継がれてきた地域資源を活用した様々な自然体験、ボランティア活動、地域文化の継承活動等、子どもと大人が共に活動する多様な機会づくりを支援します。

ウ 子どもが保護者や祖父母、地域住民の中で、自尊感情や他者を思いやる心を育むことや保護者自身が子どもの存在の大切さを実感すること等の家庭教育における「いのちの教育」について、子どもの発達段階や保護者の悩み等に応じて学ぶことができる機会を提供します。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小6:83.5% 中3:77.8% (H31.4)	小6:84.0% 中3:79.0%	小6:84.5% 中3:80.0%	小6:85.0% 中3:81.0%	小6:85.5% 中3:82.0%	小6:86.0% 中3:83.0%
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小6:84.8% 中3:72.3% (H31.4)	小6:86.0% 中3:73.0%	小6:86.5% 中3:73.5%	小6:87.0% 中3:74.0%	小6:87.5% 中3:74.5%	小6:88.0% 中3:75.0%

主要施策2 思いやりの心と規範意識の育成

思いやりの心と規範意識の育成に向けて、道徳教育・人権教育の取組みを充実させるとともに、いじめや不登校への対応及び未然防止に向けた取組みを推進します。また、児童生徒への多様な支援を行うことができるよう教育相談体制の一層の整備充実を図ります。

【現状と課題】

本県の児童生徒の道徳性や規範に関する意識は、6教振策定時から、全国と平均して高い傾向にあります。一方で、文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査による本県の1,000人あたりのいじめの認知件数は、全国を上回っています。また、認知件数に占めるいじめが解消しているものの割合は97.8%⁶と、学校におけるいじめの積極的認知が浸透しているとともに、解消に向けた取組みが継続されていると評価できますが、未然防止の取組みを強化する必要があります。本県の不登校児童生徒数の1,000人あたりの人数は、全国を下回っているものの、ここ数年を見ると横ばいから増加傾向にあります。また、SNS等のコミュニケーションツールが急激に変化していることから、まわりの大人が気付かないところでの人間関係上のトラブルの未然防止・早期発見の取組みや、本人が危険性を認識しないままトラブルに関わってしまうこと等への対応が必要となっています。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年12月公布）が制定され、不登校児童生徒への支援の在り方についても、文部科学省の通知により、いわゆるフリースクール等の民間も含めた様々な機関との連携強化等の新たな視点が示されました。いじめや不登校等を含めた様々な児童生徒への支援については、その児童生徒が抱える背景が複雑化・多様化していることから、学校単独での対応から福祉分野等の様々な機関との緊密な連携が一層求められています。

【主な取組み】

1 道徳教育・人権教育の充実

① 学校における道徳教育・人権教育の充実

各学校の道徳教育全体計画に基づき、道徳教育推進教師⁷を中心として、全教師で道徳教育を推進するとともに、山形県人権教育推進方針に基づき、学校の教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育を行います。

⁶ H29 認知分（H31. 3. 31 時点）。いじめの解消については、「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定（平成29年3月）により、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが、文部科学省から要件として示された。

⁷ 道徳教育推進教師：小・中学校学習指導要領解説（道徳編）に「各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に全教師が協力して道徳教育を展開する」と定められており、「道徳教育の指導計画の作成に関すること」「全教育活動における道徳教育の推進・充実に関すること」等8つの役割が同解説に例示されている。

- ② 家庭・地域における道徳教育・人権教育の充実
市町村が実施する親や祖父母、地域の関係者を対象にした家庭教育に関する研修会等への支援を通して、子どもがあいさつの大切さや他者を思いやり感謝の気持ちを持つこと、社会の一員としての規範意識を持つこと等の大切さを学ぶ機会を提供します。
- ③ 学校・家庭・地域が連携した道徳教育・人権教育の推進
山形地方法務局や山形県人権擁護委員会等の関係機関と連携した取組みや地域学校協働活動等において、「山形県人権教育推進方針」に基づいた道徳教育・人権教育に取り組みます。

2 いじめ・不登校への対応及び未然防止に向けた取組みの推進

- ① 学校におけるいじめ・不登校への対応及び未然防止の取組みの推進
いじめほどの子にもどの学校でも起こりうるものであるという教職員の共通認識のもと、いじめ・不登校の未然防止・早期発見及び、いじめの積極的な認知といじめの解消に向けて、教職員の研修を充実するとともに、スクールカウンセラー等の外部専門家とのチームによる組織的かつ迅速な相談や対応に取り組みます。
- ② 社会全体でのいじめ・不登校への対応及び未然防止に向けた取組みの促進
 - ア 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例及び山形県いじめ防止基本方針に基づき、関係機関等と連携していじめ問題に組織的・総合的に対応します。また、教員研修を実施するとともに、個別のいじめ・不登校事案に係る対応への支援をします。
また、児童生徒へのいじめ等に係る調査を行い、学校における児童生徒の理解及びきめ細かな生徒指導を促進します。
 - イ 学校、教育支援センター、いわゆるフリースクール等様々な機関や団体の連携を強化するためのネットワークを構築し、児童生徒の社会的自立に向け、個に応じた適切な支援を受けられる体制を整えていきます。
 - ウ 山形県青少年育成県民会議や関係部局と連携した“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の県内全域での展開や、地域での見守り活動等を通して、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・適切な対応への気運を学校・家庭・地域が一体となって醸成します。
 - エ 青少年に係る業界や団体及び教育関係者等との連携・協力により、インターネットの安全・安心な利用の促進等、青少年にとって好ましい社会環境づくりを推進します。

3 生徒指導・教育相談体制の強化

- ① 学校における生徒指導の充実
児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の推進に向け、学校等における研修への外部講師の派遣等により、教員の指導力を高めることや、児童生徒への調査等により児童生徒の理解を深めることを促進します。SNSを活用することの利点と危険な点を児童生徒及び保護者が理解できるよう、講師や講座についての情報を提供し、学習機会を創出します。
- ② 教育相談体制の強化
 - ア スクールカウンセラー等の外部専門家を活用した教育相談体制や別室登校生徒等への支援体制の充実を図るとともに、市町村に社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクー

ルソーシャルワーカーの配置を拡充し、児童生徒を取り巻く状況改善に向けての支援を行います。

イ 児童生徒やその保護者に対しての相談体制の整備に向けて、NPO団体等と学校・関係機関の連携強化を促進するためのネットワーク構築を図ります。また、様々な状況に置かれている児童生徒や保護者に対応できるようSNS等を利用した相談機会を拡大していきます。

ウ 問題行動や不登校、児童虐待への対応及び未然防止等に向け、警察や児童相談所、市町村の福祉部局等との連携を強化し、迅速な相談や対応を行い、一人ひとりに応じた指導・支援による児童生徒の健全育成を推進します。

4 児童生徒と向き合うための環境の充実

- ① 児童生徒の理解促進による学力育成及びよりよい集団づくりのための少人数学級編制の推進 (主要施策7 2①のとおり)

小・中学校における少人数学級編制の利点を活かしたきめ細かな指導により、児童生徒一人ひとりへの理解を深めるとともに、個に応じた指導の充実により、よりよい集団づくりや児童生徒の学力育成を図ります。

- ② 少人数学級編制「教育山形『さんさん』プラン」の効果検証及び今後の展開の検討 (主要施策7 2②のとおり)

文部科学省の定数改善の状況や市町村における現状の把握に努め、これまでの効果を検証し多様化・高度化している学校の教育課題に適切に対応するため、今後の展開を検討します。

【主な重要業績評価指標 (KPI)】

KPI	現状値	指標値 (工程)				
		R2	R3	R4	R5	R6
学校のきまり (規則) を守っている児童生徒の割合	小6 : 94.2% 中3 : 96.2% (H31.4)	100%に 近づける	100%に 近づける	100%に 近づける	100%に 近づける	100%に 近づける
いじめの認知件数に占める、いじめが解消しているものの割合 (小・中・高・特支)	97.8% (H29 認知分 H31.3.31 時点)	100%に 近づける	100%に 近づける	100%に 近づける	100%に 近づける	100%に 近づける

主要施策3 生命の継承の大切さに関する教育の推進

現在の人口減少の状況を認識するとともに、自分が受け継いだ大切な生命を、次代につないでいくことの大切さについて理解し、児童生徒が、自分の人生への展望をもち、自身の生き方を考える取組みを推進します。

【現状と課題】

本県では、独自に作成した生命の継承に関する教材を県立高校の授業で活用するとともに、生命や性に関する正しい理解を深めるため、専門医等を学校に派遣してきました。また、ライフデザインセミナーを通して、自分の人生への展望を持つ機会を提供するとともに妊娠適齢期の正しい知識を伝える取組みをしてきました。今後の社会においては、少子高齢化を伴う人口減少が更に進み、家族の有り様や生きていく上での価値観が一層多様化することが予想されます。次の世代へ生命をつなぐことの大切さについて学び、主体的にライフデザインしていくことが求められます。自分の人生への展望を持ち、生命をつなぐことの大切さを考えることができる児童生徒の育成が必要です。

【主な取組み】

① 児童生徒が生命の継承の大切さについて主体的に考える教育の実施

ア 人口減少による社会への影響、先人から受け継がれてきた「生命」を次の世代へ引き継ぐことの大切さ、家族が果たす役割を理解すること、ライフデザインを通して人生への展望を持つこと、多様な生き方や自己の在り方等について、児童生徒同士の議論等を通して主体的に考える教育を行います。

イ 生命尊重を基盤として、性に関して主体的に判断し、適切に行動できる能力を育成するために教科、領域と関連を図りながら、性といのちの教育を行います。

ウ 若い世代が家族・家庭の意義を考え、よりよい人生設計ができるよう、学生向けライフデザインセミナーを開催し、男女が共に働きながら子育てすることの必要性を認識するとともに妊娠や出産、母体の健康についての正しい知識を得る機会を提供します。

② 地域全体による子育て支援の促進

親や祖父母、地域の関係者を対象に家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、公民館等を拠点として子育て支援を展開する等、地域全体で支援する体制づくりを推進します。

また、県民が安心して将来の山形を担う子どもたちを生み、育てることができる社会等を実現するため、「子育てするなら山形県」推進本部⁸を中心に、関係部局と連携して子育て支援・少子化対策に取り組みます。

⁸ 「子育てするなら山形県」推進本部：次代の山形県を担う子どもを健やかに育成するとともに子育て家庭を社会全体で支援する環境づくりを総合的かつ効果的に推進するための、知事を本部長とする全庁的組織。

(参考) 「やまがた子育て応援プラン」(令和2年3月策定予定 計画期間R2～R6) 子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
本県独自教材※を活用した授業を実施した県立高等学校の割合 ※「生命を次代につなぐ意識啓発事業 高等学校家庭科指導事例集」	84.0% (H30)	100%	100%	100%	100%	100%

基本方針Ⅱ 豊かな心と健やかな体を育成する

これからの変化の激しい社会を生きる上で、他者の思いや考え、立場を推察し、協働して新たな価値を生み出していくには、感性を豊かに働かせることが重要です。生涯にわたる人格形成の基礎を培う家庭教育、幼児期の教育を充実させるとともに、読書活動や様々な体験活動を充実させることにより、豊かな心を育成します。また、すべての学びの基礎には、健康でたくましい体が欠かせません。児童生徒の心身の健康の保持増進を図ります。

主要施策 4 教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進

保護者の学習機会の創出により、親の不安や悩みを軽減し、より温かい親子関係の構築につながるよう家庭教育を推進します。また、幼児教育では、幼児期と小学校以降の学びをつなぎ、幼稚園教育要領等及び学習指導要領で目指す資質・能力の育成を推進します。

【現状と課題】

家庭教育は教育の原点であり、子どもは家庭の中であいさつや言葉遣い、生活リズムなどの基本的な生活習慣、他人への思いやり、自立心や自制心などを身に付けてきました。しかし、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、「子どもとどのように接してよいかわからない」「子育てについて誰かに相談したい」といった悩みを抱えながらも、相談する相手がいない保護者が増加すると考えられます。子育ての負担や不安・悩みを抱える保護者に対して、PTAや地域、企業・団体等が連携し、社会全体で家庭教育を支えていくことが求められます。また、家庭教育に関する学習機会や相談機会があっても様々な事情により活用できない家庭もあり、相談方法や機会を拡充していく必要があります。

幼稚園教育要領等が改訂され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」⁹が示されました。幼児期の教育で身に付けた資質・能力を生かしながら小学校以降の学びにつなげられるよう、幼稚園等と小学校の教員が育てたい子ども像を共有していく必要があります。

【主な取組み】

1 家庭教育の充実

① 子どもの発達段階に応じた保護者等への学習機会の提供・充実

乳幼児健診や就学時健診などの保護者が確実に集まる機会を捉え、「子どもの生活習慣に関する指針」¹⁰を普及・啓発するとともに、保護者同士が共に学び合える家庭教育講座を実施

⁹ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」：「健康な心と体」「自立心」「協同性」等の10の姿。幼児の幼稚園修了時に生まれている資質・能力を具体的な姿にしたものであり、教師が指導を行う際に考慮するもの。
(幼稚園教育要領)

¹⁰ 「子どもの生活習慣に関する指針」：山形県の子どもの生活に関する実態を踏まえ、より望ましい生活習慣の在り方を提案するとともに、各家庭における子どもの生活習慣のめざす方向及び方策を示したもの。
(平成30年3月 山形県教育委員会策定)

します。また、公民館やPTA、保護者会、企業・団体等の要請に応じて、家庭教育アドバイザーの派遣や講師の紹介により、多様な家庭教育の機会を創出します。

- ② 地域における家庭教育支援者の育成
 - 子育て経験者や教員退職者等を研修会参加者の相談に対して助言を行う家庭教育支援者として養成し、地域における家庭教育支援の充実を図ります。
- ③ 保護者に対する相談体制の構築
 - ア SNS等の利用による相談、関係機関とNPO団体等とが連携した相談等の体制を構築することで、様々な状況に置かれている保護者に対応した相談機会を創出します。
 - イ 子育てや家庭教育に関する学習機会等に参加できない保護者や困難を抱えている親を支援するため、教育・福祉・保健等関係機関の連携を更に進め、家庭教育に関するきめ細かな支援の在り方を検討し、支援の充実を図ります。
 - ウ 公民館活動や読み聞かせサークルの活動等の地域における自主的な活動の場を活用して、保護者が気軽に相談できる機会の拡大を図ります。

2 幼児教育の充実

- ① 幼児共育¹¹の推進
 - 家庭や地域、幼稚園・保育所等で子どもに関わるすべての大人が、みんなで幼児期の子どもを育てる幼児共育の理念を踏まえ、人やモノ、自然との関わりと親子のふれあいを大切にした体験活動等の取組みを実施します。
- ② 幼稚園教員・保育士等の教育力向上
 - 幼稚園教育において育みたい資質能力の三つの柱（「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」）を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」⁹に関する幼稚園教員・保育士等を対象にした研修会を実施します。
 - 保育士が、専門性を強化するため、技能を修得するとともに給与面での処遇改善を図る保育士等キャリアアップ研修を厚生労働省のガイドラインに基づき実施します。
- ③ 子どもの育ちを共有する幼保小連携の促進
 - 幼稚園・保育所等と小学校における子どもの成長や学びが円滑に接続できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」⁹を踏まえた幼稚園・保育所等と小学校との情報共有を促進します。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
保護者用学習資料※を活用した講座・研修会等の実施回数	96回 (H30)	120回	130回	140回	145回	150回
※県生涯学習振興室作成資料						

¹¹幼児共育（ようじともいく）：生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期である幼児期の子どもを、家庭、幼稚園・保育園等、地域の三者が連携して、「目をかけ・声をかけ・心をかけ」とともに育ていく本県独自の考え方。

主要施策5 豊かな心の育成

SNS等のコミュニケーションツールが急速に変化し、バーチャルでの体験が増えている時代にこそ必要な表現力や思考力、想像力等を培い、豊かな感性や人間味あふれる心、思いやりの心を育むために、読書活動や文化芸術活動を推進するとともに、様々な体験活動や奉仕活動の充実を図ります。

【現状と課題】

これまでも、本県では、読書活動の推進、優れた文化や芸術に触れる機会の提供、また、学校・家庭・地域が連携した様々な体験活動やボランティア等の社会奉仕に関わる活動の推進等、子どもの豊かな心の育成に向けて取り組んできました。一方で、SNS等のコミュニケーションツールが急速に変化し、情報を映像等で簡単に受け取ることやバーチャルでの体験等が増えている中、言葉や実体験等を通した子どもの豊かな感覚や感性、想像力や思考力等の育成が求められています。今後も、子どもの発達段階にも応じながら、親子で本を楽しむ機会の創出や図書館等を活用した読書活動の促進、文化芸術の鑑賞及び表現などの幅広い活動をする機会の提供、地域資源を活用した様々な体験活動等の充実に取り組む必要があります。

【主な取組み】

1 読書活動の推進

① 読書活動に関する理解と意義の普及

「山形県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書の大切さ、読書による子どもの心の成長、親子のふれあいや心のつながりを育むための読み聞かせの重要性について、学校・家庭・地域に普及していきます。

② 学校・家庭・地域を通じた社会全体での読書活動の推進

学校における学校図書館、地域の図書館等の積極的な利活用を促し、読書活動・学習活動を推進します。更に、学校と保護者やボランティア等との連携や読み聞かせの研修機会の充実により、学校・家庭・地域が連携した読書活動を推進します。

2 文化芸術活動の推進

「山形県文化推進基本計画」（令和元年度～5年度）を踏まえ、関係部局と連携して、次世代の文化芸術を担う人材の育成や県民の多彩な文化芸術活動の推進のため、以下の取組みを行います。

① 学校における文化芸術活動の活性化

ア 学校における山形交響楽団や美術館・博物館をはじめとする県内の文化芸術団体等との連携により、良質な文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、中・高等学校の文化部活動や県

高等学校総合文化祭の開催を支援し、児童生徒の文化芸術活動の一層の活性化を図ります。
また、関係機関と連携して、障がいのある子どもたちが文化芸術に触れることや体験する機会を提供し、文化芸術に親しもうとする意欲醸成を図ります。

イ 「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、文化部活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じて多様な形で最適に実施されるよう推進していきます。

② 優れた文化芸術に触れる機会の創出

ア 伝統文化の継承に向けたふるさと塾の活動への支援等により、子どもたちが地域の優れた文化芸術に触れる機会を創出します。

イ 子どもたちへの様々な文化芸術に触れ体験する機会の提供、子どもたちによる文化活動の発表機会の創出、未就学児等も対象とするオーケストラコンサートの開催等、文化芸術団体が放課後子ども教室等の場を活用して実施する取組みへの支援を通し、子どもたちが文化芸術に親しむ取組みを推進します。

3 様々な体験活動や奉仕活動の充実

① 学校における体験活動や奉仕活動の推進

各学校と家庭・地域が連携しながら、地域の行事、伝統芸能や生活文化を体験する活動、ボランティア活動など、子どもたちが参加する地域の特性を生かした多様な活動を推進します。

② 地域における様々な体験活動への参加促進

地域住民や子どもたちに対し、放課後子ども教室や総合型地域スポーツクラブ、地域の各種クラブ、文化団体、子ども会、伝統芸能の伝承団体等の活動への参加を促進します。また、少年自然の家等の体験プログラム等を充実し、子ども会等での参加を促進し、体験活動の機会を創出します。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
読書が好きな児童生徒の割合	小6：78.7% 中3：68.7% (H31.4)	小6：79% 中3：69%	小6：79.5% 中3：69.5%	小6：80% 中3：70%	小6：80.5% 中3：70.5%	小6：81% 中3：71%

主要施策6 健やかな体の育成

児童生徒の心身の健康の保持増進を図るため、健康教育の充実を図り、食育を推進します。児童生徒の体力の向上に向けて、体育授業等の充実や教員の指導力の向上を図ります。

【現状と課題】

現在の社会において、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や食物アレルギー等、児童生徒の健康面での課題が顕在化しています。本県における「朝食を食べている」児童生徒の割合は大変高い状況ではありますが、今後も、子どもの食生活について、朝食を摂っていない子どもの背景も含めて、多面的に捉える必要があります。

学習指導要領においては、健康教育及び食育について、学校の教育活動全体を通じて行うことが示されており、体育や特別活動、総合的な学習（探究）の時間等との相互の関連を図りながら、関係者・関係機関と連携して進める必要があります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本県の児童生徒は、積極的に運動をする児童生徒とそうでない児童生徒の二極化傾向が見られ、特に小学校低学年においては運動しない児童の割合が高い状況にあります。また、運動部活動については、少子化に伴う部員数・部活動数の減少や、活動の過熱化による練習の長時間化がもたらす生徒の身体的・精神的負担が、課題となっています。本県では、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」を策定しています。今後は、この方針を踏まえた、部活動の実施の徹底が必要です。

【主な取組み】

1 健康教育の充実

① 学校における健康教育の充実

多様化・複雑化・困難化している子どもたちの心身の健康課題（肥満、アレルギー疾患、生活習慣病の予防等）に対応するため、関係部局及び医療機関等と連携し、研修会や専門医の派遣による各学校の学校保健活動の充実を図ります。

② 学校・家庭・地域が連携した健康教育の充実

健康・安全に関する学校、家庭及び地域社会を結ぶ組織である学校保健委員会を活用し、地域全体での子どもの家庭生活における健康問題への取組みの充実を図ります。

2 食育の推進

① 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

児童生徒の食による心身の健康づくりを推進し、食に感謝する心や食文化を理解し尊重する心を育成するため、各学校が策定する「食に関する指導の全体計画」に基づき、家庭や地域と連携した食育の推進が促進されるよう、専門家の派遣による講演会等の支援を行うとともに、優良事例などについて周知啓発を行います。

② 栄養教諭等の指導力向上

食育推進の中心となる栄養教諭等の専門性を学校現場の食育の取組みに活かせるよう、栄養教諭等を対象とした研修を充実させ、給食管理や食に関する指導力の向上を図ります。

3 体力・運動能力の向上（学校体育等の充実）

① 体育授業等の充実と教員の指導力の向上

ア 子どもの体力向上推進委員会において、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査結果を分析し、全県共通の課題意識に基づいた研修を通して、教員の指導力向上を図ります。小学校低学年における体育授業等の充実、運動する場や機会等の工夫により、児童生徒の体力向上を図ります。

イ 運動部活動について、指導者対象の研修会の実施や、中央競技団体作成の指導の手引き等の活用により、休養を適切に取り、短時間で効率的・効果的に実施する運動部活動を推進します。また、少子化に伴う運動部活動の課題を解決するために、各競技団体、総合型地域スポーツクラブ、民間事業者等と学校が協働・融合した活動のあり方について検討し、地域の実情に応じて取組みを進めていきます。

② 学校・家庭・地域が連携した体力向上の取組みの推進

各学校において全国体力・運動能力、運動習慣等調査を分析し、その結果を家庭へ説明することにより、学校と家庭が連携し、児童生徒の運動習慣の改善に取り組みます。

また、体育授業や部活動に地域スポーツクラブの指導者等を派遣し、様々なプログラムでの活動を通し、運動機会の創出と体力の向上を図ります。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
毎日朝食を摂っている児童生徒の割合	小6： 88.9% 中3： 87.2% (H31.4)	90%程度	90%程度	90%程度	90%程度	90%程度
子どものスポーツ実施率 (1日60分以上) (小学5年生)	40.1% (R1)	45%	50%	60%	60%	60%

基本方針Ⅲ 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する

変化が激しく将来の予測が困難な社会の中で、主体的に判断し、他者と協働して、よりよい人生を生きることや社会を創ることができる児童生徒を育成することが、教育に求められています。そのための基盤となる児童生徒の確かな学力¹²を育成します。

主要施策 7 主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成と個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備

主体的・協働的な学びにより、確かな学力の育成を推進します。そのため、指導方法の工夫・改善、学校経営及び指導方法についての評価検証プロセスの充実、教員の指導力の向上に取り組みます。また、個々の能力を最大限に伸ばすため、「教育山形『さんさん』プラン」の効果検証や今後の展開の検討、学力向上のための効果的・効率的な体制や環境の整備等を行います。

【現状と課題】

本県では、確かな学力の育成に向けて探究型学習¹³を推進してきたところであり、学校において広く取り組まれるとともに、高等学校においては、探究科及び探究コースが設置され、児童生徒が主体的・協働的に探究していく授業の工夫が行われてきました。それらの取組みを通して、児童生徒が思考を深める学習活動のプロセスの充実、「整理・分析」「まとめ・表現」における情報活用能力や論理的思考力等の資質・能力の一層の育成等の課題も見えてきました。このため、児童生徒の一層の学力育成に向けて、それぞれの学校において、取組みを評価し、次の取組みにつなげるPDCAサイクルを確立する必要があります。併せて、全国学力・学習状況調査及び山形県学力等調査の結果を活用し、児童生徒の学力を分析し、授業を改善する必要があります。児童生徒の学力を分析し、取組みを評価することは、教員の更なる指導力向上にもつながります。

また、本県では、少人数学級編制「教育山形『さんさん』プラン」を実施していますが、導入開始から10年以上経過し、これまでの効果を検証し、今後の展開について検討する必要があります。更に、児童生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばすための指導体制や教育環境についての検討が必要です。

¹² 確かな学力：学習指導要領解説総則において、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、（以下省略）」と示している。

¹³ 探究型学習：自ら課題を設定し、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら主体的・協働的に解決に取り組む学習。「課題の設定」「情報収集（文献・教材・資料の調査・フィールドワーク、実験、観察等の活動）」「整理・分析」「まとめ・表現」という一連の探究活動のプロセスに、児童生徒が主体的・協働的に参加することを通して、知識・技能と学び方をバランスよく習得させながら、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育てていくことのできる多様な学習方法・形態の総称。

※「探究型学習」で育成を目指す資質・能力は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善で育成を目指す資質・能力と同じ。（「2019年度「学校教育指導の重点」山形県教育委員会」）

【主な取組み】

1 主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成の推進

(1) 確かな学力を育成するための指導方法の工夫・改善の推進

① 学校における学力育成に向けた目標・方針の更なる明確化の推進

児童生徒の学力における成果や課題の分析、今後更に必要となる資質・能力等を踏まえた教育目標や方針の明確化、学校経営の更なる改善等の取組みについて、指導主事等による学校訪問、各種研修会の開催等の様々な場面において指導・支援します。

② カリキュラム・マネジメント等による育成を目指す資質・能力の重点化・焦点化を図った計画的な授業実施の推進

各学校において、教科横断的な視点や外部の人的・物的資源等の活用等も踏まえ、児童生徒に育成する資質・能力の重点化・焦点化を図り、計画的な授業が実施されるよう、カリキュラム・マネジメントについての指導・支援を、指導主事等による学校訪問、各種研修会等の様々な場面において行います。

③ 教科等の単元ごとの学習プロセスの充実

小・中学校の探究型学習推進協力校の取組みや高等学校の探究科・普通科探究コースの実践を踏まえ、事例集等の作成により、「主体的・対話的で深い学び」となる学習プロセス（「課題設定」「情報収集」「整理・分析」「まとめ・表現」）を充実させます。特に、「整理・分析」「まとめ・表現」における思考の整理等をより充実させ、育成を目指す資質・能力を明確にした授業改善に取り組みます。

④ 教材等の開発の推進

児童生徒の学力育成に効果的な教材等の開発や学習課題等の収集・情報提供により、授業改善を促進します。

(2) 学校経営及び指導方法についての評価検証プロセスの充実

① 「アクションプラン」によるPDCAサイクルの構築

小・中学校での日常の学習評価や全国学力・学習状況調査及び山形県学力等調査の結果等をもとに、各校全教員で「アクションプラン」を作成し、児童生徒の学力に関する実態から学校で育成を目指す資質・能力及びその取組みについて計画・実施・評価を全校体制で行い、学力向上に向けた各校のPDCAサイクルを構築します。

② 授業改善に向けた学力の分析・周知・普及

全国学力・学習状況調査及び山形県学力等調査の結果を分析し、県民に公表するとともに、分析結果から見える課題に対応した授業改善の方向性について小・中学校に示し、確かな学力を育成します。算数・数学、英語については、本県児童生徒の学力の課題を評価問題として示し、育成すべき学力をより具現化して周知・普及します。市町村教育委員会との連携を図り、児童生徒の学力の課題とそのため授業改善の方向を共有し、取組みを進めます。また、探究型学習等の視点からの授業改善に向けた研究を充実します。

③ 学力向上に係る取組みの評価検証の充実

本県の学力向上の取組みについて、外部有識者等の意見も踏まえ取組みを改善します。学力向上支援チームによる学校訪問等を行い、「アクションプラン」を活用した学力向上の取組みや評価検証の方法について、指導・支援します。

④ 高等学校における探究型学習の取組みを学力向上の観点から評価する仕組みの構築

高等学校において、学力向上の観点から、各学校の取組みの評価の在り方について検討し、評価する仕組みを構築します。

(3) 教員の指導力の向上

① 学校におけるOJT¹⁴の推進

児童生徒の学力育成に向けた取組みが、校内のOJTで推進されるよう、研修や教員の配置等を行います。

② 学校への指導・支援の充実

指導主事の学校訪問等により教員の授業づくりやカリキュラム・マネジメント、授業における指導と評価の一体化等の充実を図ります。特に、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」や教科横断的な視点についての教師の理解を深め、授業に反映するための指導・支援を行います。また、学力向上支援チームによる学校訪問等を行い、「アクションプラン」を活用した学力向上の取組みや評価検証の方法について、指導・支援します。

③ 研修の充実

教育センターや教育事務所における研修では、学習における「整理・分析」「まとめ・表現」での思考の整理等をより充実させ、育成する資質・能力を具体的に見通し、学習活動に反映させることができる教員の指導力を育成します。また、大学での研修、他県の学校や教員育成機構等での研修等、様々な研修の設定と教員の派遣により、確かな学力の育成に向けた教員の指導力の向上を図ります。

(4) 今後、より必要となる資質・能力の育成

① 数学的・科学的思考力の育成に向けた理数教育の強化

ア 今後、より児童生徒に必要となる数学的・科学的思考力の育成に向け、義務教育段階における「理数教育プラン」を策定し、算数・数学、理科の学習や、他教科・総合的な学習の時間等との関連による学習を充実させます。また、指導体制等の整備、教員の指導力向上等の視点に基づく計画的な見通しのもと、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、児童生徒の数学的・科学的思考力を育成する取組みの充実を図ります。

高等学校においては、生徒の理数分野の学力の更なる向上に向けて、改訂された学習指導要領で示された「理数教育の充実」¹⁵に基づき、各学校において、理数分野の基礎基本の

¹⁴ OJT：On the Job Trainingの略で、日々の仕事を通じて、上司や先輩が、部下や後輩に対して、あるいは、教員同士が協働して、職務に必要な能力（知識・技術（技能）・態度）を育成していく過程。

¹⁵ 「理数教育の充実」：改訂された学習指導要領に示された「理科、数学と日常生活や社会との関連の重視」「見通しを持った観察、実験を行うなどの科学的に探究する学習活動の充実」「必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実」を柱にした理数分野の授業で重視するポイント。

学習の徹底、探究型学習における理数分野を積極的に活用した探究活動等に取り組むことを推進します。また、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）等の取組みを推進します。

イ 関係機関との連携を図りながら、科学イベントの開催、少年少女発明クラブの活動、サイエンス インストラクターの派遣等を通じて、科学やものづくりを学ぶ身近な機会を充実させることにより、理数系への興味・関心を強く持った子どもの育成を図ります。

② 読解力・情報活用能力・論理的思考力等の育成

学校におけるICTの活用やカリキュラム・マネジメントの取組みにより、読解力や情報活用能力・論理的思考力等の育成を推進します。また、高大接続やその先の将来において生徒に必要な読解力・情報活用能力・論理的思考力等の育成の視点から、高等学校における授業改善を推進します。

これらの資質・能力とともに、児童生徒の実態を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして、カリキュラム・マネジメントにより取組みを検討し育成を図ります。

2 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備の充実

① 児童生徒の理解促進による学力育成及びよりよい集団づくりのための少人数学級編制の推進

小・中学校における少人数学級編制の利点を活かしたきめ細かな指導により、児童生徒一人ひとりへの理解を深めるとともに、個に応じた指導の充実により、よりよい集団づくりや児童生徒の学力育成を図ります。

② 少人数学級編制「教育山形『さんさん』プラン」の効果検証及び今後の展開の検討

文部科学省の定数改善の状況や市町村における現状の把握に努め、これまでの効果を検証し、多様化・高度化している学校の教育課題に適切に対応するため、今後の展開を検討します。

③ 確かな学力の育成のための効果的・効率的な体制や環境の整備

小学校における国語・算数等での教科担任制の検討、中学校における「タテ持ち」¹⁶による3年間を見通した系統的な学習指導の充実、外国語等での小中学校教員による相互乗り入れ授業等による小中の接続の充実等、児童生徒の確かな学力の育成に向けた効果的・効率的な指導体制や環境の整備について検討し取り組みます。

④ ICTの活用や産業教育振興設備の整備による環境整備

ICTの活用等による学力育成に向けた効果的・効率的な環境整備（主要施策9のとおり）や、高等学校における次世代を担う技術者の育成に必要な産業教育振興設備の更新・整備に取り組みます。

¹⁶ タテ持ち：一つの学年のみを担当するのではなく、1学年から3学年を通して教科を担当すること。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
全国学力・学習状況調査で正答率が全国平均以上の科目数 ※年度毎の実施科目 R2:国、算・数 R3:国、算・数、理 R4:国、算・数、英 R5:国、算・数 R6:国、算・数、理	5科目中 2科目 (H31.4)	4科目中 2科目	6科目中 4科目	5科目中 4科目	全科目 (4/4)	全科目 (6/6)
国語、算数・数学の勉強が「好き」な児童生徒の割合が全国平均以上の科目数 ※年度毎の実施科目 R2:国、算・数 R3:国、算・数、理 R4:国、算・数、英 R5:国、算・数 R6:国、算・数、理	5科目中 2科目 (H31.4)	4科目中 2科目	6科目中 4科目	5科目中 4科目	全科目 (4/4)	全科目 (6/6)
国語、算数・数学の授業の内容が「分かる」と答えた児童生徒の割合が全国平均以上の科目数 ※年度毎の実施科目 R2:国、算・数 R3:国、算・数、理 R4:国、算・数、英 R5:国、算・数 R6:国、算・数、理	5科目中 2科目 (H31.4)	4科目中 2科目	6科目中 4科目	5科目中 4科目	全科目 (4/4)	全科目 (6/6)
学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点の指導計画を作成している学校の割合	小：85.4% 中：78.6% (H31.4)	小：89.5% 中：84%	小：93% 中：89.5%	小：96.5% 中：95%	小：100% 中：100%	小：100% 中：100%
県内大学等への県内進学者の割合	30.8% (H31.4)	31%	31.5%	32%	32.5%	33%
医学部医学科・難関大学合格者の割合	5% (H30)	5%以上	5%以上	5%以上	5%以上	5%以上

基本方針Ⅳ 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する

グローバル化の進展とともに、AI、IoT等の技術革新がこれまでにない速さで進展しており、変化に対応し、主体的に判断し行動できる人材の育成が求められています。社会で自立していくためには、グローバルな視点や様々な価値観を持ち世界の人々と協働する力、グローバルな視点として、地域を見つめ、よさや課題を発見し、地域に働きかける力の育成が大切です。基本方針Ⅳとして、変化に対応し、社会で自立できる力を育成します。

主要施策8 グローバル化等に対応する実践的な力の育成

グローバル化に対応する実践的な力を育成するため、外国語（英語）教育を充実するとともにグローバルな視点を踏まえた地域課題に向き合う力の育成や、環境教育及び主権者教育・消費者教育の推進、高等教育の充実に取り組みます。また、児童生徒が抱える困難に応じた学びのセーフティネットの整備を行います。

【現状と課題】

本県では、令和2年度から全面実施となる小学校第5・6学年での外国語の教科化、第3・4学年での外国語活動の導入に備えて、小・中・高等学校における英語学習の指導モデルの開発・普及等、英語教育における小・中・高等学校の接続を踏まえた指導の工夫・改善に取り組んできました。小学校において英語を学習してきた児童を中・高等学校で更に伸ばし、グローバルな視野やコミュニケーション力を伴った実践的な英語力を育成する必要があります。

地球規模の広い視野を持つとともに、地域に目を向けるグローバルな視点を持ち、地域での協働を通じて課題を解決する等、主体的に地域と関わる児童生徒の育成が求められています。

地球温暖化や環境汚染等の環境問題の解決に向けた取組みが、地球規模で求められる中、一人ひとりが世界の人々や自然環境との関連性の中で生きていることを認識し、身近なところから自発的に問題解決のために行動することが必要となります。主権者として社会を創ろうとする意識を醸成することや、経済活動にも大きな変化がみられる社会における消費者としての在り方について考え、行動することも求められています。地域や世界、社会の中に自己を位置付け、どう関わるか考え、行動していく力の育成は、社会的自立に向けて大切な力として必要です。

【主な取組み】

1 グローバル化に対応した外国語（英語）教育の推進

(1) 英語授業の改善・充実

① 小・中・高等学校の接続を踏まえた授業改善や環境整備

小学校における外国語活動及び外国語の全面実施に対応し、小・中・高等学校を通してより実践的な英語力の育成するため「英語教育プラン」を策定し、小・中・高等学校の接続を踏ま

えた授業改善や環境整備を行います。また、評価問題等の作成・活用や CAN-DO リストの活用による授業改善、中学校教員による小学校での英語の授業や小・中学校相互乗り入れによる授業実施等のための体制整備、小・中・高等学校合同による研修の実施等など、児童生徒の実践的な英語力の育成のための取組みを実施します。

② 学校における外国人等との交流機会の積極的活用による授業改善の推進

県内在住の外国人の授業への招聘や ICT を活用した外国人と会話の場等、英語を使う機会を積極的に創出することにより、英語を使う楽しさを感じさせながら英語の技能の育成を図るとともに、外国の文化の理解にもつなげます。

③ 外部人材の積極的活用による授業改善の推進

各学校の指導内容や目標に応じた効果的な指導を行うため、外国語指導助手の配置、外部講師や大学等の人材の積極的活用を図り、授業改善を推進します。

(2) グローバルな視野を広げる学習等の推進

① 多様な文化等に対する理解や国際的な視野を広げる学習等の推進

外国の生活や文化・言語を知る体験活動など、様々な学習を児童生徒の発達段階に応じて取り入れ、多様な文化、考え方、価値観等への理解を深めます。各教科・総合的な学習の時間や国際交流事業等において、国際、情報、科学、環境などを関連付けながら地球規模や世界的な視点で学ぶ授業の充実を図ります。

② 高校生の海外留学等の支援

高校生の海外留学を支援するとともに、姉妹校提携・外国への修学旅行、外国からの留学生受入れなどの国際交流機会の充実を図ります。

(3) 教員の英語力の向上

① 教員の英語指導力の向上

生徒の実践的な英語力を育成する授業の実施に向けて、英語担当教員の指導力の向上に資する研修の実施・充実を図るとともに、英語資格・検定試験の受検を推奨します。

② 英語力のある教員の採用

英語力のある教員を確保するため、教員選考試験において、所有する資格に応じて加点する制度を設けます。

2 「グローバル」な視点を踏まえた地域課題に向き合う力の育成

- ① 地域課題の解決を図るための探究的な学びの推進
地域での体験や地域の人との関わりを通して、地域のよさや課題を捉え、解決に向けて主体的・協働的に取り組む学習を推進し、自分の視野の拡大や新たな価値の創造を通して、児童生徒の地域課題に向き合う力を育成します。
- ② 高大連携・産学連携の促進による実践的な力の育成
生徒が主体的に学び、新しい価値を創造することにつながるよう、高等教育機関や企業等との連携を強化・拡大し、専門的な研究に触れる機会や先進的な技術・最新機器について学ぶ機会を創出します。

3 環境教育の推進

- ① 「山形県環境教育指針」に基づく環境教育の推進
「山形県環境教育指針」（令和2年3月改訂）に基づき、ESD¹⁷やSDGs等の国際的潮流を踏まえながら、総合的な学習（探究）の時間や各教科、特別活動など、学校の教育活動全体を通して、地域の自然、歴史、風土、文化と関連付けた実践的・体験的な環境教育を推進します。
- ② 研修による教員の指導力向上
関係機関と連携した研修や出前講座を通して、「山形県環境教育指針」に基づいた学習プログラム作成の支援等を行います。

4 主権者教育・消費者教育の推進

- ① 主体的・協働的に社会に参画するための主権者教育の推進
小・中学校においては、社会科の学習や児童会・生徒会活動等を通じて、主権者意識を持ち、他者と連携・協働して社会に参画していく力を育む教育活動を推進します。
高等学校においては、社会の在り方について主体的に考察し、他者と協働して社会に参画し、主体的に社会を形成していく力を育む教育活動を推進します。
- ② 自立した消費者を目指した消費者教育の推進
小・中学校の社会科や家庭科での学習を中心としながら、自立した消費者となるための学習活動を推進します。
成年年齢引き下げに伴い、高等学校の必修教科「家庭」において、適切に消費者教育を実施するとともに、全ての県立高等学校で、消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業を実施します。

¹⁷ ESD：Education for Sustainable Development の略。持続可能な社会の担い手を育むための教育であり、国際理解や環境、多文化共生、人権、平和、防災等個別分野に関する教育を、持続可能な開発の観点から総合的につなげる概念。主導機関はユネスコ。

5 高等教育の充実

① 県立高等教育機関における地域のニーズに対応した人材の育成

県立高等教育機関において、保健医療、栄養、農林業、ものづくり等の分野で地域のニーズに対応した専門知識と専門技術を有する人材を育成します。

特に、農林業分野については、専門職大学の設置などにより、経営知識を持ち、社会や経済等の様々な情勢の変化・課題にも対応することができるグローバルな視点を身に付けた高度な農林業経営人材を育成します。

② 高等教育機関相互の連携による取組みの支援

「大学コンソーシアムやまがた」¹⁸の活動を通じて、高等教育機関の連携による人材育成の取組みを支援します。

6 学びのセーフティネットの整備

① 学習や社会生活に困難を有する者への支援

ア 国の制度も活用しながら、引き続き、各教育段階において経済的困難を抱える家庭等に対する就学支援・援助を実施します。高等学校等の中途退学者の学び直しを支援するため、高等学校等に再入学する場合の授業料負担を軽減します。また、中学校までの学び直しを必要とする者への支援の在り方について検討します。

イ 不登校やひきこもり等社会参加に困難を有する子ども・若者やその家族について、関係部局、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、NPO団体、教育支援センター、フリースクール等様々な機関や団体と連携・協働するためのネットワークを構築し、将来の社会的自立を目指した支援の在り方について検討し支援していきます。

ウ 海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒への指導・支援について、その実態やニーズを把握し、学校生活への適応や日本語の習得等に向けた支援の在り方を検討し対応するため、市町村教育委員会との連携を強化します。

エ 市町村におけるひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の取組みを促進し、ひとり親家庭の子どもの生活向上に向けた支援を行います。

② 東日本大震災で被災した児童生徒への支援

東日本大震災で被災した児童生徒に対する学習支援や心のケア、経済的支援について、国の動向も踏まえながら引き続き実施します。

¹⁸ 大学コンソーシアムやまがた：県内の高等教育機関相互の連携、交流の推進や、各々の特性を活かした地域貢献を行うことを目的に組織された団体。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
CEFR ¹⁹ A1レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる中学生の割合	36.4% (H30)	50%	50%	50%	50%	50%
CEFR A2レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる高校生の割合	43.2% (H30)	50%	50%	50%	50%	50%
CEFR B2レベル相当の英語力のある英語担当教員の割合	中:29.1% 高:60.3% (H30)	中:50% 高:85%	中:50% 高:85%	中:50% 高:85%	中:50% 高:85%	中:50% 高:85%
地域課題の解決に向けた探究型学習に取り組む県立高校の割合	65.4% (R1)	68%	70%	73%	76%	80%

¹⁹ CEFR：英語力を「A1、A2、B1、B2、C1、C2」の6段階で評価する国際指標。

A1：実用英語技能検定（英検）3級程度（よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる等。）

A2：英検準2級程度（ごく基本的な個人情報や家族情報等、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる等。）

B2：準1級以上（抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる等。）

主要施策 9 ICTを活用した情報活用能力の育成

ICTを活用した情報活用能力の育成に向けて、ICTを活用した学習の充実、学校におけるICT環境の整備、教員のICT活用指導力の育成に取り組みます。

【現状と課題】

学習指導要領では、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置づけられ、育成することを重視しています。小学校ではプログラミング等の体験をしながら論理的思考力を養う学習が必修化され、中学校では、技術家庭科におけるプログラミングに関する内容の充実が図られました。高等学校では必修科目「情報Ⅰ」が新設され、全ての生徒がプログラミングの他、ネットワークやデータベースの基礎等について学習することとなります。Society5.0の到来を見据えたとき、児童生徒が、ICTを活用して、課題を発見し解決することを通して、自己の考えを深めたり新しい価値を生み出したりする力を育成することが重要であり、情報活用能力の育成が、より一層必要となっています。また、現在は、技術開発の進歩が速く、法規制が追いつかない状況も見られます。学習した情報や情報技術を、社会をよりよくするためにどう活かすかを児童生徒が考え、行動できるようになることが重要です。

一方、本県の学校のICT環境の整備状況は、教育用コンピューターの普及率、普通教室の無線LAN整備率、教員のICT活用指導力は、全国平均を上回っていますが、超高速新インターネット整備率、普通教室の電子黒板整備率、統合型校務支援システム整備率は、全国平均を下回っています。（『学校における教育の情報化に係る実態等の調査』結果（平成31年3月の小・中・高・特別支援学校の合計））しかし、いずれの項目も、文部科学省が掲げる目標値には達していません。このような状況の中、令和元年12月に、文部科学省から「GIGAスクール構想」²⁰が示されました。ICTを活用した学習の充実を図るとともに、ICT環境の整備を進めることも必要です。

【主な取組み】

1 ICTを活用した学習の充実

- ① ICTを活用した学習を効果的に推進するための「ICT教育アクションプラン」の作成・活用

小・中・高・特別支援学校におけるICTを活用した学習の充実、学校のICT環境の整備、教員のICT活用指導力の育成等の取組みを総合的・計画的に行っていくための「ICT教育アクションプラン」を作成し、各学校におけるICTを活用した学習を推進します。

²⁰ 「GIGAスクール構想」：Global and Innovation Gateway for All

文部科学省による子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向け、令和時代のスタンダードとしての1人1台端末環境を整備する構想。

② 教科等の学習における効果的なICTの推進

各教科等での最新の学習ソフトやEdTech²¹サービス導入等も含めたICTの積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、個々人の最適な学びの実現に向けた、ICTを活用した学習について研究・推進します。また、ICTを活用した学習を通して、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度を育成します。

2 学校におけるICT環境の整備

① ICT教育環境の効果的・効率的な整備の促進

市町村教育委員会に対し、国が掲げる「GIGAスクール構想」²⁰を踏まえ、小・中学校の校内通信ネットワークの整備や児童生徒1人1台端末の整備等を目指したICT教育環境整備を働きかけていきます。

② 県立学校におけるICT教育環境の整備・充実

県立学校におけるICT機器導入、ネットワークの拡大等のICT教育環境の整備・充実に計画的に取り組みます。

③ ICT教育における外部人材の活用の推進

地域ボランティアやICT支援員等、ICTを活用した学習における外部人材の活用を推進します。

3 教員のICT活用指導力の育成

○ 教員のICT活用指導力の向上に向けた研修の充実

教員のICT活用指導力の向上を図り、デジタル教材やタブレットパソコンなどのICTを活用した授業づくりを推進するため、各校での実践を収集・普及するとともに、県教育センターの研修等を充実します。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合	72.8% (H31.3)	73.0%	73.5%	74.0%	74.5%	75.0%
学校におけるICT環境の整備（県立高校における無線LAN整備率）	19.6% (H31.3)	19.6%	40%	60%	80%	100%

²¹ EdTech：Education(教育)×Technology(科学技術)を掛け合わせた造語。AI、IoT、VR等のテクノロジーを活用した革新的な能力開発技法。

主要施策 10 自己実現を図るための勤労観・職業観の育成

児童生徒一人ひとりが自己を理解しながら、自らのキャリアをデザインし、主体的に進路を選択する能力を育成するための系統的・体系的なキャリア教育を推進します。

また、地方の人口減少が進む中、県内大学・企業・関係機関と連携して、県内で自己実現を図り活躍する人材の育成を促進します。

【現状と課題】

本県における「将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合」及び「難しいことでも失敗をおそれないで挑戦する児童生徒の割合」は、全国平均を上回っています。（H31年度「全国学力・学習状況調査」）これからの予測困難な社会を生きぬくため、児童生徒に、夢や目標をもち、難しいことでも失敗をおそれずに挑戦する意識を醸成することは重要です。グローバル化やAI・IoTなどの技術革新などにより、人の働き方についても、変化が起こることも考えられます。このため、児童生徒に対して、社会を牽引する力や自己実現を図るための力を育成することが求められます。

また、少子高齢化や県外への人口流出による人口減少が進行しています。県内には優れた産業や企業があり、県内の産業や企業の魅力、地元で働くことの意義を伝え、県内で活躍する人材を育成する必要があります。

【主な取組み】

1 系統的・体系的なキャリア教育の推進

① 小・中・高等学校を通じたキャリア教育の充実

小・中・高等学校をつなぐキャリアパスポートを活用し、特別活動での学習や体験を中心としながら、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育を実施します。また、学校や地域の実情に応じたキャリア教育実践プログラムの作成と実践を促進します。

② 地域と連携したキャリア教育の推進（職場体験、インターンシップ等の充実）

小・中学校における地域での職場見学・体験や職業人講話等の促進や高等学校における新たな職業種や企業等でのインターンシップの拡充等により、系統的・体系的なキャリア教育を推進します。更に、高等学校在学中の資格取得の支援等、キャリア形成に必要な態度や能力の育成に向けた職業・就職指導を充実します。

県内の優れた企業や技術について、産業科学館の展示や、「ものづくりガイドブック」を活用して、小・中学生へ周知啓発することにより、地元産業への理解促進と将来の県内定着への意識醸成を図ります。

③ キャリア教育における外部人材の活用

高等学校卒業後の県内定着・県内回帰を促進するため、インターンシップのマッチングやキャリアカウンセリング等の進路支援を行う外部専門人材を積極的に活用するとともに、働き方改革に伴う教員の負担減にも取り組みます。

④ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進 (主要施策 11 3②のとおり)

将来への見通しを持つことやなりたい自分を思い描くことができるようにするため、基本的な生活習慣やコミュニケーションスキル等、働くために個々の実態に応じて必要となる力を育成します。

農業分野や福祉分野、民間企業等への実習や進路の開拓、就労支援コーディネーターの配置による職場開拓により、特別支援学校における就労支援を充実させます。

知的障がい特別支援学校の卒業生を、授業補助員として一定期間特別支援学校に雇用し、就労に移行させる取組みを推進します。

2 県内で自己実現を図り活躍する人材を育成する取組みの促進

① 地域と連携したキャリア教育の推進 (職場体験・インターンシップ等の充実)

(主要施策 10 1②の再掲)

小・中学校における地域での職場見学・体験や職業人講話等の促進や高等学校における新たな職業種や企業等でのインターンシップの拡充等により、系統的・体系的なキャリア教育を推進します。更に、高等学校在学中の資格取得の支援等、キャリア形成に必要な態度や能力の育成に向けた職業・就職指導を充実します。

県内の優れた企業や技術について、産業科学館の展示や、「ものづくりガイドブック」を活用して、小・中学生へ周知啓発することにより、地元産業への理解促進と将来の県内定着への意識醸成を図ります。

② 県内大学等との連携による県内進学への促進

生徒が県内大学等への進学へのよさを理解することができるよう、県内大学等と連携して、県内の中・高校生が大学で学習する機会や大学の魅力を知る機会の創出を行います。

③ 県内就業の促進

ア 将来の本県産業を支える担い手づくりに向け、職場体験やインターンシップを積極的に取り組み、県内就業を促進します。

大学等への進学を目指す生徒やその保護者等を対象として、地域の企業と連携したセミナーや企業見学等を実施し、地域の産業や仕事の魅力を伝える取組みを推進します。

イ 高校在学中の「就職サポート登録」の登録者の拡大を図り、大学進学者に対し確実に本県の就職情報を提供します。また、高校生の段階から関係部局が主催する大学生向けの就職ガイダンスや山形県Uターン情報センターについて周知する取組みを通して、新規学卒者のUターン等の回帰を促す取組みを推進します。

就職に向けた県内企業の情報の発信として、「ものづくりヤマガタ情報サイト」や「山形県就職情報サイト」により情報を積極的に発信し、県内企業の認知度向上と県内への就職を促進します。

ウ 大学等を卒業後、県内で就職・定住した場合に奨学金の返還を支援する制度を実施し、高校在学中の段階からその制度の周知と活用促進を図ります。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合【再掲】	小6:84.8% 中3:72.3% (H31.4)	小6:86.0% 中3:73.0%	小6:86.5% 中3:73.5%	小6:87.0% 中3:74.0%	小6:87.5% 中3:74.5%	小6:88.0% 中3:75.0%
難しいことでも失敗をおそれないで挑戦する児童生徒の割合	小6:81.4% 中3:74.5% (H31.4)	小6:82% 中3:75%	小6:83% 中3:76%	小6:84% 中3:77%	小6:85% 中3:78%	小6:86% 中3:79%
県内大学等への県内進学者の割合【再掲】	30.8% (H31.4)	31%	31.5%	32%	32.5%	33%
高校生の県内就職率 ※県内就職内定者数／ 全就職内定者数	77.9% (H30)	80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上
就職を希望している高校生の就職率	99.5% (H30)	100%	100%	100%	100%	100%

基本方針Ⅴ 特別なニーズに対応した教育を推進する

特別な支援が必要な子どもが増加傾向にある中、障がいのある人もない人も共に学び活躍する社会づくりが求められています。自立と社会参加に向け、一人ひとりの障がいの状態や発達の状況に応じた指導・支援を行うことが大切です。障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、それぞれが生き活きと活躍する共生社会の形成に向けて、基本方針Ⅴとして、特別なニーズに対応した教育を推進します。

主要施策 11 特別支援教育の充実

共生社会の形成に向け、特別支援教育やインクルーシブ教育システム構築の考え方について、県民への理解啓発を推進します。社会参加まで切れ目なく適切な支援を行うなど、学校における特別支援教育及び社会参加や就労に向けた支援の充実を図ります。

【現状と課題】

本県では、平成 30 年に「第 3 次山形県特別支援教育推進プラン」を策定し、インクルーシブ教育システム²²構築の考え方の周知・普及や切れ目ない支援の体制づくりに取り組んできました。通級による指導や特別支援学級、特別支援学校においては、一人ひとりの障がいに応じた指導の工夫が行われ、通常の学級においては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善が行われてきました。

しかし、切れ目ない支援体制づくりにおいて、引継ぎのツールとして重要な役割を持つ「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を効果的に活用することや、生徒それぞれのニーズに応じた就労先の開拓・確保等を更に進める必要があります。また、発達障がいのある児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒への更なる支援の充実が求められています。特別支援教育へのニーズが多様化する中、教員の専門性の一層の向上を図っていかねばなりません。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、障がいのある人も障がいのない人も共に学び共に活躍する社会づくりの気運が高まっています。本県においても「障害者差別解消法」や「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の趣旨を普及し、共生社会の形成に向けて、一層の理解を図る必要があります。

【主な取組み】

1 共生社会の形成を目指した特別支援教育の理解・啓発の推進

① インクルーシブ教育システムや共生社会についての周知・啓発

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の趣旨を踏まえ、多様な学びの場の充実と適切な合理的配慮の提供の重要

²² インクルーシブ教育システム：「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのこと。

性について、研修会・交流会等の様々な機会を捉えて、県民へ一層周知するとともに、障がい者スポーツを通じた交流の場の創設等を通して、共生社会の形成への理解・啓発を図ります。

② 障がいのある子どもたちとない子どもたちとの交流及び共同学習の充実・拡大

特別支援学校における外部人材の活用により、学校間または居住地等における、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちの交流及び共同学習を一層推進します。また、障がいの理解と障がいのある子どもたちへの対応やコミュニケーションの取り方について、障がいのない子どもたちや教職員等の理解・啓発を推進します。

2 学校における特別支援教育の充実

① 就学前から社会参加までの切れ目ない支援に向けた関係機関との連携強化

切れ目なく支援を行っていくため、全ての特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成するとともに、確実な引継ぎを推進します。

② 小・中・高等学校における特別支援教育の充実

各学校において校内委員会での方針等を共有し、特別支援教育コーディネーターを中核として、保健福祉関係、医療機関、外部有識者、特別支援学校が連携して、一人ひとりに応じた指導・支援を充実します。

通級による指導や特別支援学級の担当者の研修を充実するとともに、高等学校における通級による指導実施校を拡大します。また、特別教育支援員を活用して、高等学校における個に応じた指導の充実を図ります。

③ 特別支援学校における教育の充実

各特別支援学校の特色を生かした取り組みや、ICT機器を活用した効果的な事例等を収集・発信し、県内の特別支援学校における指導方法の共有を図ります。

「山形県特別支援学校再編・整備計画」に基づいた取り組みを確実に進め、校舎の老朽化や高等部就労コースの設置等、教育環境の整備を推進します。

安全に医療的ケアを実施していくため、必要な看護師を配置し、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援体制の充実を図ります。

特別支援学校への通学支援の在り方について、本県の実情を踏まえ、福祉分野との連携や民間サービスとの役割分担も含め、どのような通学支援が適切であるか検討します。

④ 教員の専門性の向上

特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に向けて、免許法認定講習の受講を促進するとともに、特別支援教育免許状の取得者の新規採用を推進します。

研修会の実施や大学等での長期研修への派遣、優れた実践の周知等を行い、教員の専門性の向上を図ります。

3 社会参加に向けた支援の充実

① 進学や資格取得に向けた学力の充実

社会の変化に応じた新しい学習内容を積極的に取り入れ、指導方法を工夫するとともに、大学や専門学校等への進学または資格取得に向けた教科指導を充実します。また、早期からの計画的な情報提供を行い、進路指導の充実を図ります。

② 自立と社会参加を目指したキャリア教育や就労支援の充実

将来への見通しを持つことややりたい自分を思い描くことができるようにするため、基本的な生活習慣やコミュニケーションスキル等、働くために個々の実態に応じて必要となる力を育成します。

農業分野や福祉分野、民間企業等への実習や進路の開拓、就労支援コーディネーターの配置による職場開拓により、特別支援学校における就労支援を充実させます。

知的障がい特別支援学校の卒業生を、授業補助員として一定期間特別支援学校に雇用し、就労に移行させる取組みを推進します。

③ スポーツ・文化芸術に取り組む機会の充実

障がいのある子どもたちも取り組むことができるスポーツ・文化芸術を体験する機会を、関係機関と連携して提供し、スポーツ・文化芸術に親しもうとする意欲の醸成を図ります。

スポーツ活動や文化芸術活動を含む障がい者の生涯学習を支える活動について、文部科学大臣表彰への推薦を通して、更なる活動の活性化と、優れた取組みの普及・啓発を図っていきます。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率	89.5% (H30)	90%	92%	94%	96%	98%
障がいのある幼児児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成率 <small>（通級による指導、通常の学級）</small>	通級:74.0% 通常:93.4% (R1)	通級: 100% 通常: 96%	通級: 100% 通常: 97%	通級: 100% 通常: 98%	通級: 100% 通常: 99%	通級: 100% 通常: 100%

基本方針VI 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する

児童生徒が主体的・協働的に学び、自己の可能性を最大限に発揮していくためには、児童生徒とじっくり向き合い、一人ひとりをきめ細かに指導・支援する教師の存在と、児童生徒が安心して学ぶことができる環境が不可欠です。また、地域社会の活性化を担う人材の育成や学校の特色を生かした学びの推進等、これからの社会で必要となる資質・能力の育成に向けた学校づくりが重要となります。基本方針VIとして、魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進します。

主要施策 12 子どもの学習意欲を喚起する環境づくりの推進

教職員のゆとり創出と効果的・効率的な教育活動の実施に向けて、働き方改革の取組みを推進します。教員の大量退職、志願者数の減少に対応した教員確保のための取組みと研修等による教員の資質・能力、指導力の向上に向けた取組みを推進します。

災害の多発化や学校施設の老朽化等を見据え、安全な環境づくりの推進と危険から身を守るために児童生徒の主体的に行動する態度と安全に対する意識の醸成を図ります。

【現状と課題】

配慮が必要な児童生徒等への対応、学校と地域の連携の強化等、学校に求められることは増加しており、教員の時間外勤務の多さは、社会問題化しています。また、精神疾患等による教員の長期休業は増加しており、心身両面から教員の健康管理対策の充実が必要です。令和元年 12 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）が改正され、1 年単位の変形労働時間制の導入については、各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できることとなりました。また、「教師の在校等の超過勤務時間の上限」について示していた基本方針が給特法に規定された「指針」とされました。教員の負担軽減に向けて、勤務条件の改善や制度改正等についても引き続き検討していく必要がありますが、まずは、指針にある在校等時間の超過勤務時間の上限や部活動ガイドラインの休養日・活動時間を厳守する取組みを着実に推進していくことが重要です。このため、令和元年 12 月に策定した「山形県公立学校における働き方改革プラン（第 I 期）～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～」(以下「働き方改革プラン」という。)において示した勤務時間管理の徹底や労働安全衛生管理体制の整備等、10 本の柱を中心に実効性のある取組みとしていくことが必要です。

一方、ここ数年、教員の大量退職が続いているとともに、教員採用試験の志願者数は減少傾向にあります。平成 30 年 1 月に、「山形県教員『指標』」を策定し、それに基づいた研修を実施することで、教員の資質向上に取り組んでいます。今後も、学校での教育の質を維持することと、教員の確保・育成の取組みが必要です。

また、近年、災害が多発していることや学校施設の老朽化を踏まえ、学校施設や学校管理面での安全確保と児童生徒自身の安全への意識と態度の育成が求められています。児童生徒が危険に際しての自らの命を守りぬくための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、学校における安全管理や、関係機関、家庭・地域と連携した対応を充実していく必要があります。

【主な取組み】

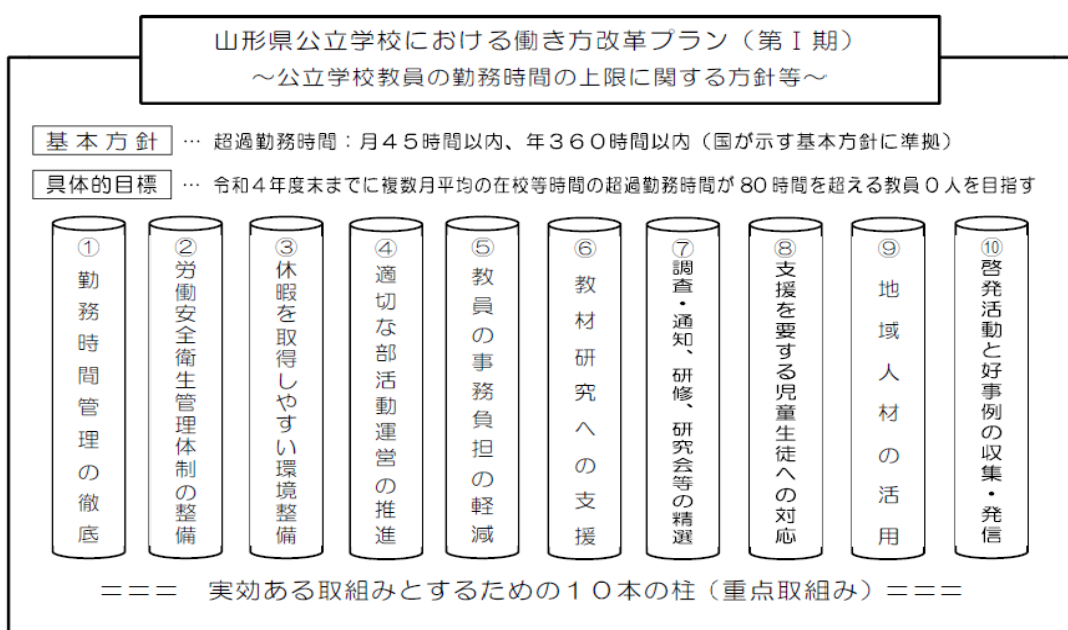
1 より子どもと向き合うための学校における働き方改革の推進

① 教職員の業務の適正化による多忙化解消

「働き方改革プラン」に基づき、在校等時間の超過勤務時間の上限（月45時間以内 年間360時間以内）の遵守を基本方針として、「令和4年度末までに複数月平均の在校等時間が80時間を超える教員0人」を目指します。そのため、「実効ある取組みとするための10本の柱」による勤務時間管理の徹底や事務負担の軽減、教職員の業務の役割分担・適正化等、必要な手立てを講じます。

【参考】「実効ある取組みとするための10本の柱」

（「山形県公立学校における働き方改革プラン（第I期）」（令和2～4年度））



② 統合型校務支援システムの導入

全県立高等学校及び県立中学校においては、統合型校務支援システムを導入するための準備を進め、令和元年度に基本設計、令和2年度に構築・データ移行を行い、令和3年4月から全校での統合型校務支援システムの運用を開始します。導入に当たっては、全県立高等学校で同一システムを使用することで、校務処理の標準化による事務処理の効率化と情報セキュリティの強化を図ります。また、市町村における統合型校務支援システムの共同調達、共同利用の検討の参考となる情報等の提供を行います。

③ 教職員の健康管理の推進

疾病の早期発見及び早期治療につなげるため、定期健康診断・人間ドック・特定健康診査などの各種健康診断事業を適切に実施するとともに、個別訪問による特定保健指導を推進し、生活習慣病予防を図ります。更に、定期健康診断において、精密検査が必要とされた教職員については、受診勧奨を行うことにより精密検査受診率の向上を図ります。

メンタルヘルス不調の早期発見と治療につなげるため、メンタルヘルスに関する研修やストレスチェック制度を実施します。更に精神疾患による長期病休者が円滑に職場に復帰できるよう、支援策の充実と普及を図ります。

2 適性のある優れた教員の育成・確保

- ① 教員指標に基づく大学等と連携した戦略的な教員養成の展開及び適性のある人材の確保
 県内教職課程認定大学や市町村教育委員会、各学校等と連携し、「山形県教員『指標』」にある「着任時の姿」²³に基づき、育成する姿の共通理解を図り、学生の質の向上に向けた教育及び就業後の配属先における人材育成を推進します。
 教員の大量退職に対応するため、積極的な広報活動等を通して優れた新規採用教員の確保、教職経験者の積極的採用等、計画的な人材確保に努めます。また、受験者の強みを生かし、適性のある人材を幅広く採用するために、教員採用試験の内容及び方法の工夫・改善を継続して行います。
- ② 教員の資質・能力、指導力の向上
 ア 「山形県教員『指標』」に基づく「山形県教員研修計画」において、6教振（後期計画）を踏まえた研修を計画・実施するとともに、教職大学院や長期研修、中央研修へ教員を積極的に派遣します。担任力²⁴の視点を踏まえた自身のキャリアアップについて、一層明確に見通すことができるよう「山形県教員『指標』研修キャリアアップシート」の活用を促進します。
 イ 教員の資質能力や意欲の向上に結びつく適切な評価制度により、学校の活性化を図ります。
 ウ 県民から信頼される学校教育を推進するため、教育公務員としての誇りと使命感を高める取組みを推進しながら、高い倫理観と自律心の保持・向上を図ります。
- ③ 経営力に優れた管理職の育成・登用
 自薦制の管理職選考試験を継続するとともに、登用前からの育成を行い、人材育成能力、管理能力のある管理職を登用します。また、教育現場においても女性活躍を推進するため、女性管理職について、積極的な登用を進めます。

3 安全安心な教育環境の整備

(1) 安全安心で良好な学校施設の整備

① 公立学校の耐震化等の取組みの推進

耐震化が完了していない施設のある市町村教育委員会に対して、国庫補助を活用した早期の耐震化完了を要請するとともに、非構造部材の点検の確実な実施と危険個所の解消に向けた働きかけを行います。

② 県立学校施設の老朽化及び長寿命化対策等の推進

- ア 耐震化未了の庄内総合高校及び寒河江工業高校について、それぞれ令和3年度、令和5年度の耐震化完了を目指し、改築を進めます。また、天井材以外の非構造部材について、学校管理者や建築職員が行う点検により危険個所を把握し、児童生徒等の安全の確保を図ります。
 イ 学校施設整備の基本的な方針や整備水準、維持管理の手法などを盛り込んで策定する長寿命化計画に基づき、早期保全による施設の長寿命化に向けた修繕を進めます。
 ウ 新築・改築等の機会を捉えて、再生可能エネルギーの導入を図ります。また、建物の木造・木質化など、環境に配慮した取組みを進めます。
 エ 近年の厳しい暑さに対応するため、高等学校の普通教室等へ冷房設備を計画的に整備します。

²³ 「着任時の姿」：本県教育委員会が新規採用教員に対して求める資質。「児童生徒に対する深い教育愛をもっている」「児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる」等の資質。（山形県教員「指標」）

²⁴ 「担任力」：「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の3つを統合して、授業を核とした学級・学年・教科経営を行っていく本県教育委員会が独自で考える教員の力。

(2) 学校における安全管理の推進

① 学校安全計画及び危機管理マニュアルの検証・改善

毎年度「子どもの『いのち』を守る強化月間」を設け、県で示した重点事項や点検表を基に、学校の「危機管理マニュアル」や「学校安全計画」に、最新の情報を反映しているか等の検証・更新を促し、学校の安全管理体制の充実を図ります。

② 学校・家庭・地域が連携した対応及び学校安全体制の充実

子どもの見守りを強化するため、地域学校安全指導員の配置を拡充するとともに、連絡協議会の開催や学校安全ボランティアの養成等により、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制を強化します。

また、学校ごとのマニュアル等に基づいた避難訓練や児童生徒等の引き渡し訓練等を、地域住民や警察、消防、市町村防災担当部局等関係機関と連携しながら実施し、減災・防災に向けた組織的な対応を図ります。

(3) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全と防災教育）の推進

① 児童生徒の主体的に行動する態度と安全に対する意識の育成

県教育委員会の学校安全に関する指導資料等の活用を促進し、生涯にわたり、いつ、いかなる場所においても、児童生徒が主体的に自身の安全を守る行動を行うための危険予測・回避能力等を育成します。また、地域の実情に応じた防災教育を推進し、自助・共助・公助の視点から、児童生徒の他者と協働しながら安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めます。

② 安全教育に係る教職員の資質・能力の向上

安全教育指導者研修会の開催等により、学校安全の中核となる教職員の育成や安全教育に係る教職員の指導力向上を図ります。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
複数月平均の超過勤務時間が80時間を超える教員数	小:87人 中:445人 特支:2人 高:441人 (R1.10)	前年度より 40%減	前年度より 40%減	0人	0人	0人
健康診断時における要精密検査該当者の精密検査受診率（教職員）	91.3% (H30)	95%	97%	98%	99%	100%
学校管理下における事故災害で負傷する児童生徒の割合	8.1% (H30)	8.0% 未満	8.0% 未満	8.0% 未満	8.0% 未満	8.0% 未満

主要施策 13 時代の進展に対応した学校づくりの推進

少子化による学校規模の縮小が進行する中で、児童生徒それぞれの学ぶ意欲を支えるとともに、地域の実情等も踏まえ、多様なニーズに応えられる学校づくりを進めます。

【現状と課題】

本県の出生数は減少傾向にあり、平成 27 年には 10,620 人だった高校等進学者数は、平成 31 年は 9,721 人となり、今後も減少する見込みです。このように、学校規模の縮小が進行する中で、生徒の多様な学びのニーズに対応できる選択肢を提供することや、生徒が多様な人間関係の中で向上心を持ち切磋琢磨できるようにすることなどに配慮しながら、教育環境を整備する必要があります。一方、学校が、地域活力の源になるなど地域で果たす役割が一層大きくなっていることや、高校が地域産業や地域社会で活躍する人材の育成を担っている状況も踏まえ、高校の配置については、地域の実情や学科の特殊性に応じた対応も求められます。

また、国においては、小・中学校における義務教育 9 年間を見通した児童生徒の発達段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、高等学校における学科の在り方、地域や高等教育機関との連携の在り方等について検討が進められており、新しい時代に対応した教育活動が求められています。

【主な取組み】

1 生徒の学びと地域を支えるための県立高校の再編整備

① 県立高校再編整備に関する基本方針等と各学科の配置

ア 「県立高校再編整備基本計画」（平成 26 年 11 月策定）に基づき、計画期間（平成 27 年度～令和 6 年度）中に、中学校卒業生数の減少を踏まえた入学定員を設定するとともに、高校入学者の公私比率を考慮し学級数を削減します。

各地区の公立高校の入学定員については、中学校卒業生数の推移、私立高校の配置状況、充足率が低い公立の小規模校や定時制の配置状況、地区間の通学の状況等を考慮して設定します。

イ 県立高校の再編整備については、再編整備による新しい学校づくりなどを通して、高校として望ましい学校規模（1 学年当たり 4～8 学級）を確保し、教育の質的な向上と学校の活力の保持を図ることを基本とします。

1 学年当たり 2 学級の学校については、入学者数が 2 年連続して入学定員の 3 分の 2 に満たない場合は、その翌年度から入学定員を 1 学級分に減じます。ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮します。

1 学年当たり 1 学級の学校²⁵については、学校が所在する市町等の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町等で構成する「学校魅力化に係る地域連携協議会（仮称）」等において、学校の魅力化、活性化策を検討し、3 年間を目処として実施します。

実施後においても、入学者に増加傾向が見られない場合²⁶は、設置主体を含めた学校の在り方について、地元市町と改めて協議することとします。

ウ 普通科及び普通系の専門学科（理数、体育、音楽、国際）については、8 地区ごとに、大学等への進学を希望する生徒への指導体制を整えるために望ましい規模の学校を少なくとも

²⁵ この場合、分校も 1 つの学校と見なす。

²⁶ 目安として、入学者数が 2 年連続して入学定員の 2 分の 1 に満たない場合とする。

1校配置します。また、必要に応じて、普通科高校（普通系の専門学科との併設校を含む。）の再編について検討します。

職業に関する専門学科（農業、工業、商業、水産、家庭（含福祉）、看護、情報）については、地域産業や社会の情勢を踏まえ、生徒数の減少に伴う一律的な削減は行わず、全ての学科の学習の場を確保します。なお、小規模化が想定される場合には、他学科との再編を検討します。

総合学科については、8地区ごとに、少なくとも1校配置できるよう検討します。なお、更なる設置については、生徒・保護者や地域社会のニーズを踏まえて検討します。

② 特色ある学校の配置

ア 学校や地域の実情に配慮し、高校教育の質の確保・向上と学校活力の保持の観点から、小規模化する専門高校等を再編し、学科の枠を超えた学習ができる総合選択制高校の設置を検討します。

イ 中高一貫教育について、令和6年度、庄内地区のモデル校として、鶴岡市に庄内中高一貫校（仮称）を設置します。

ウ 昼間定時制及び通信制については、多様な生徒が、それぞれの実情に応じて学習の時間帯や形態を選択できる高校を整備します。また、夜間定時制については、状況が整った地区から、昼間定時制への移行を検討します。

③ 各地区の県立高校の再編整備²⁷

各地区の県立高校再編整備計画に基づき、再編整備を進めます。なお、県立高校再編整備計画が策定されていない地区については、検討委員会を設置し、検討に着手します。

ア 田川地区については、平成31年3月策定の「田川地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）」に基づき、私立高校にも配慮しながら、再編整備を進めます。

イ 東南置賜地区については、令和2年3月策定の「東南置賜地区の県立高校再編整備計画」に基づき、私立高校にも配慮しながら、再編整備を進めます。

ウ 最上地区については、令和2年3月に「最上地区の県立高校再編整備計画（第2次計画骨子案）」を公表し、令和3年3月に計画を策定します。

エ 東南村山地区については、令和3年度に「東南村山地区の県立高校の再編整備に係る検討委員会」を設置し、具体的な再編整備に着手します。

2 特色ある学校づくりの推進

① 高等学校における特色ある学校づくりの推進

生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限に伸ばすための普通科など学科の在り方や特色ある教育課程の編成について検討し、校長のリーダーシップのもと、各高校において特色ある学校づくりを推進します。多様化している生徒の能力、適性、興味・関心、進路等や、複雑化している教育上の課題に配慮し、自治体、高等教育機関、産業界等と連携・協働した地域についての探究的な学びや文系・理系に関わらず様々な科目を学ぶことを推進する等、生徒の学習意欲の更なる喚起や地域人材の育成につながる教育活動を展開します。

② 市町村による「活力ある学校」づくりに向けた取組みへの支援

児童生徒に対する教育的な効果や地域コミュニティの核としての役割などの視点を踏まえ、市町村による「活力ある学校」づくりに向けた検討を尊重するとともに、その実現を図るための取組みを支援します。

²⁷ 各地区の県立高校の再編整備の詳細については、「県立高校再編整備基本計画」に記載。

主要施策 14 私立学校の振興

私立学校は、建学の精神と独自の伝統や校風に基づき、時代の変化や生徒・保護者の教育ニーズの多様化に対応した特色ある教育活動を展開するなど、本県における学校教育の発展に重要な役割を果たしています。

政府においては、私立学校の果たす役割に鑑み、平成 18 年に教育基本法を改正し、「国や地方公共団体は、私立学校教育の振興に努めなければならない」旨を明記しました。

本県においても、公教育の一翼を担っている私立学校に対して、その自主性を尊重するとともに、本県教育の質の向上に資することができるよう、引き続き支援します。

【現状と課題】

県では、私立学校の振興に資するため、私立高等学校の運営費を助成する一般補助金（全日制）について、標準運営費に対する補助率を段階的に引き上げ、その充実に努めてきました。幼稚園、高等学校（通信制）、専修学校・各種学校についても、文部科学省の標準単価の増額にあわせ、園児生徒一人当たりの補助単価を引き上げてきています。

しかし、今後、少子化による生徒数の減少など厳しい経営環境を見据え、支援の在り方について検討していく必要があります。

また、私立幼稚園への支援については、平成 27 年度から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた対応を行ってきました。令和元年 10 月からは、子どもたちに質の高い幼児教育を受ける機会を実質的に保障し、少子化対策に貢献するために、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

私立学校の耐震化率については、平成 31 年 4 月 1 日現在で、91.4%と向上してきております。園児生徒の安全・安心の確保のため、引き続き耐震化の実施を働きかけるとともに、県として支援策を講じていく必要があります。

【主な取組み】

① 私立学校の振興・発展に向けた私学助成

私立学校の果たしている役割に鑑み、私立学校の教育条件の維持向上を図り、各学校の特色ある教育を支援するため、少子化による生徒数減少を踏まえた私学助成を適切に行います。

② 保護者の負担軽減を図るための支援

経済的理由により、修学が困難な者の負担を軽減し、教育機会の均等を図るため、政府の就学支援金制度に加え、授業料等の軽減を行う私立高等学校等を支援します。

私立幼稚園の負担軽減については、令和元年 10 月 1 日から開始された「幼児教育・保育の無償化」の円滑な運用を図っていきます。

③ 私立学校の耐震化の促進

園児生徒が安心・安全に学ぶことができる環境を確保するため、私立学校施設の耐震化を促進します。

基本方針Ⅶ 郷土に誇りを持ち、地域社会の担い手となる心を育成する

地方の人口減少が加速し、地域活力の低下が危惧される中、地域社会や産業の活力の維持・向上に向けて、それらの担い手となる人材の育成と確保が求められています。本県には、豊かな自然、地域それぞれの歴史や文化・文化財、産業などの学ぶべき資源が多くあります。このような地域のよさへの理解を深め、郷土への誇りを持ち、様々な人と協働しながら地域社会をつくる人材を育成するために、基本方針Ⅶとして、郷土に誇りを持ち、地域社会の担い手となる心を育成します。

主要施策 15 郷土愛を育み、地域と協働する教育の推進

郷土愛を育み、地域と協働する教育の推進に向けて、郷土を学ぶ学習や地域資源を活用した様々な体験活動等、学校における取組みや、地域等と連携した取組みを推進します。

【現状と課題】

本県では、副読本「郷土Yamagata」を作成し、中学校を中心としながら、小学校や高等学校、社会教育施設等に配布し、活用を促進する等、郷土への理解を深め、郷土愛の醸成を図る取組みを進めてきました。全国学力・学習状況調査によると、本県の「地域の行事に参加している児童生徒の割合」及び「地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合」は、全国に比べて高く、児童生徒の地域への関わりがあり、地域が児童生徒の育成の役割を担っていると言えます。しかし、少子化に伴う地域の小・中学生の減少や地域の中核になる人材の減少などにより、地域の行事を継続することが難しくなっている現状もあります。また、地域との関わりを持ってきた小・中学生も、高校入学以降に地域との関わりが減少するなどの課題もあります。

地域の図書館や博物館等の社会教育施設を積極的に活用することや、文化財や伝統行事を知ることのみにとどまらず、それらに係る人々の願いについても学ぶことが、学習指導要領に明示されました。地域を理解することや地域との協働による課題解決を通じた学習活動が一層求められています。しかし、学校においては、外国語・外国語活動の時数増への対応やプログラミング教育等の新しい学習への対応も必要であり、地域に特化した学習を行うための、時数確保が難しい状況にあります。様々な学習活動と効果的関連を図り、カリキュラム・マネジメント等による時数確保の工夫が必要です。

【主な取組み】

- ① 郷土を学ぶ学習や地域の資源を活用した様々な体験活動等の推進
 - ア 地域の特性や文化財・伝統行事等の理解促進のため、学校における教科の学習や総合的な学習（探究）の時間、特別の教科 道徳等の様々な場面において、地域の図書館や博物館、美術館等の施設の利活用を促進するとともに、学校の地域性や特性等に応じた体験活動、郷土のよさを再認識する探究的な学びや表現活動等を推進します。
 - イ 各市町村教育委員会で発刊している社会科副読本や道徳資料、関係部局と連携して作成された本県の自然や歴史、偉人・先人の業績、伝統文化・文化財、経済産業などに触れることができる地域教材等の活用を促進するため、それらの資料を集約し、情報発信を行います。

ウ 社会教育施設や公民館が主催する事業において、地域を知るための講座や地域の歴史や文化などの理解を深めるための活動を促進します。また、生涯学習センターと連携し、「山形学」²⁸の情報を発信するなどして、故郷山形について学び、山形県人としてのアイデンティティの確立と地域づくりを考える機会の創出を促進します。

エ 県政に携わる人物との交流を通して、山形県に対する子どもたちの理解と関心を深めることにつなげていきます。また、放課後子ども教室等の場を活用し、子どもたちが様々な文化芸術に触れ体験する機会の提供や文化活動の発表機会の創出等、文化芸術団体が実施する取組みへの支援を通し、子どもたちが地域の文化を知り、興味をもつことを通し、地域への愛着と誇りを醸成します。

② 地域課題の解決を図るための探究的な学び及び地域と連携したキャリア教育の推進

(主要施策 8 2①及び 主要施策 10 1②の再掲)

地域での体験や地域の人との関わりを通して、地域のよさや課題を捉え、解決に向けて主体的・協働的に取り組む学習を推進し、自分の視野の拡大や新たな価値の創造を通して、児童生徒の地域課題に向き合う力を育成します。

小・中学校における地域での職場見学・体験や職業人講話等の促進や高等学校における新たな職業種や企業等でのインターンシップの拡充等により、系統的・体系的なキャリア教育を推進します。更に、高等学校在学中の資格取得の支援等、キャリア形成に必要な態度や能力の育成に向けた職業・就職指導を充実します。

県内の優れた企業や技術について、産業科学館の展示や、「ものづくりガイドブック」を活用して、小・中学生へ周知啓発することにより、地元産業への理解促進と将来の県内定着への意識醸成を図ります。

③ 県民の歌、スポーツ県民歌等の普及の推進

山形県民の歌「最上川」・スポーツ県民歌「月山の雪」や、伝統芸能、方言、地域に息づく考え方等の本県固有の文化を、学校の教育活動の様々な場面において、学習と結びつけながら活用し、本県を象徴するものや郷土の特色などへの理解を深め、郷土への誇りや愛着の醸成につなげます。県立学校においては、県民の歌やスポーツ県民歌を、様々な機会を通して普及します。

【主な重要業績評価指標 (KPI)】

KPI	現状値	指標値 (工程)				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地域の行事に参加している児童生徒の割合	小6:85.7% 中3:65.9% (H31.4)	小6:90% 中3:70%	小6:90% 中3:70%	小6:90% 中3:70%	小6:90% 中3:70%	小6:90% 中3:70%
地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合	小6:61.1% 中3:48.7% (H31.4)	小6:63% 中3:50%	小6:65% 中3:52%	小6:67% 中3:53%	小6:69% 中3:54%	小6:70% 中3:55%

²⁸ 「山形学」：山形県という地域を多様な切り口から学習・研究する「地域学」。

主要施策 16 山形の宝の保存活用・継承

地域の文化財や伝統文化を『知る』『守る』『活かす』取組みにより、地域社会全体で郷土の伝統や文化への関心を高め、地域社会全体で継承に取り組む機運の醸成を図り、文化財・伝統文化の総合的な保存活用・継承の取組みを促進します。

多様な交流や子どもたちが伝統文化に触れる機会等を創出し、地域の伝統文化を保存・継承を促進します。

【現状と課題】

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっていますが、同時に文化財を活用した地方創生や地域活性化など文化財に寄せられる期待も増大しています。これらを受け、平成 30 年に文化財保護法等の一部改正が行われました。今後は、未指定も含めた文化財をまちづくりに活かしつつ地域社会総がかりで文化財の継承に取り組むことや、地域住民や民間団体と協働しながら地域社会全体での計画的な取組みを促進していくことが必要とされています。学習指導要領の改訂のポイントとしても、教育内容の主な改善事項の一つとして、伝統や文化に関する教育の充実を挙げています。

本県は、地域の祭りや行事などへの小・中学生の参加率が比較的高く、地域とのつながりが全国的に見ても高い傾向にあります。しかし、県内においても過疎化・少子高齢化の影響で小・中学校の統廃合が進んだこともあり、大人も子どもも身近な地域の伝統文化に関わりを持つ機会は減少傾向にあります。今後も、県では、地域で守り伝えられてきた「山形の宝」を『知る』『守る』『活かす』を基本に未来へ継承することで郷土への誇りと愛着を育み、地域コミュニティの活性化や交流につなげる取組みを進める必要があります。

【主な取組み】

1 地域における文化財の総合的な保存・活用方針等の策定・推進

① 「文化財保存活用大綱」の策定、文化財の保存・活用の推進

ア 県における具体的な文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県内において各種取組みを進める上で共通の基盤となる「文化財保存活用大綱」を策定し、文化財の保存・活用を推進します。

イ 文化財を次世代へ確実に継承するため、国指定、県指定の文化財については、適切な保存修理、防災施設等整備や維持管理の支援を行い、指定文化財の保存・活用を推進します。

ウ 史跡や重要遺跡がある市町村、公共事業や民間開発に係る分布調査が増加している市町村を中心に、埋蔵文化財専門職員を配置するよう働きかけを行うとともに、県及び市町村の埋蔵文化財保護体制の強化を図ります。また、県立考古資料館や県立博物館で、魅力的

な企画展の開催や体験活動の充実を図るとともに、国宝「縄文の女神」をはじめとした埋蔵文化財への理解を深め、郷土への愛着につながるよう普及啓発活動を推進します。

② 市町村における「文化財保存活用地域計画」策定の促進

市町村が策定する「文化財保存活用地域計画」は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランであり、各市町村の策定に向けて支援します。

2 本県の特徴ある文化財の活用促進

① 「未来に伝える山形の宝」登録制度を活用した文化財の理解促進

市町村による「未来に伝える山形の宝」への登録を促進するとともに、文化財を『知る』『守る』『活かす』保存・活用の取組みについて、関係機関と連携しながら磨き上げや情報発信の支援を行います。

「未来に伝える山形の宝」登録団体の文化財を保存・活用する取組みと児童生徒の学習とをつなげるための情報発信等を行い、地域の文化財について児童生徒が学ぶための環境づくりに努めます。

② 日本遺産の活用

認定地域の構成市町、関係機関と連携し、ポータルサイトやパンフレット等を活用して、地域の特色ある歴史、文化の魅力を県内外に広く発信するとともに、日本遺産を活用して、地域の文化財に対する県民の関心を高めることで、郷土への愛着、誇り、未来へ継承していく気運の醸成に努めます。また、地域の文化財の保存・継承を図るとともに、精神文化ツーリズム等をきっかけとして、コミュニティの活性化につながる交流の創出に努めます。

3 地域の貴重な資源である伝統文化の担い手の育成

① ふるさと塾賛同団体等の取組みの推進

親から子、子から孫の代へ、山形のよき生活文化や知恵、伝統芸能などの地域文化を教え合い、学び合いながら伝承していく「ふるさと塾賛同団体」の取組みを推進することで、次世代の地域をつくる人材を育成します。

② 民俗芸能団体への支援

地域の伝統文化の保存・継承に関する課題やその解決に向けた取組みを共有化するため、各地区の民俗芸能団体のネットワーク構築や共同での取組みを推進します。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数	305 団体 (R1)	306 団体	307 団体	308 団体	309 団体	310 団体
「未来に伝える山形の宝」登録制度による登録市町村数	23 市町村 (H30)	26 市町村	28 市町村	30 市町村	32 市町村	全市町村

基本方針Ⅷ 活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める

地域での人間関係の希薄化や教育に関わる課題が多様化・複雑化している現在の社会状況において、学校・家庭・地域が連携して地域社会で子どもを育てることや青少年の地域活動の推進により、地域コミュニティの活力を生み出すことが求められています。子どもから高齢者まで、一人ひとりが地域の一員として活躍するために、基本方針Ⅷとして、活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高めていきます。

主要施策 17 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

社会全体で教育を支え、教育に取り組む機運を醸成するため、「やまがた教育の日」の周知・啓発等を推進します。学校を支援する活動や地域の教育力を高める活動などを、一体的・総合的に推進する仕組みを構築していきます。

【現状と課題】

本県では、学校支援地域本部または放課後子ども教室を核とした「山形方式」の総合的な地域本部²⁹の設置を推進し、各本部が実施する地域学校協働活動が効果的・持続的に行われるよう地域住民のネットワーク「教育プラットフォーム」を構築してきました。この「教育プラットフォーム」を構築した市町村数は、平成 27 年の 8 市町村から、平成 30 年度は 22 市町村となるとともに、放課後子ども教室は、ほぼ全市町村に広がりました。小・中学校における学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）の数も増え、今後更に増える見通しです。また、国においては、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた地域連携の基盤づくりを目的として、「学校を核とした地域力強化プラン」を掲げ、「地域学校協働活動」の総合化・ネットワーク化のための体制整備と、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的な推進を図るとし、より一層、学校・家庭・地域が連携した学校運営や地域活性化につなげる取組みが求められています。

一方、地域では、人口減少等の影響で協力者の確保が難しく、自治体独自での活動の困難化、地域のつながりの希薄化により地域組織の縮小、連絡調整を担う中核的人材の不足等の課題があります。また、学校では、学校教育に対する期待や解決しなければならない課題が多様化・高度化し、学校のみでの対応は困難な状況となっています。育てたい子ども像を学校と家庭・地域が共有し、学校・家庭・地域が当事者となり、子どもの学びを支えるための体制整備を進める必要があります。

【主な取組み】

²⁹ 「山形方式」の総合的な地域本部：学校支援地域本部、放課後子ども教室、それぞれの地域での組織等を包含・再構築し、平日の学校支援、放課後の学習・体験活動支援、地域行事への参画支援、家庭教育支援等を総合的に行うための家庭と地域が一体となった支援の仕組みとしての山形方式の総合的な地域本部。

1 社会全体で教育を支え、教育に取り組む気運の醸成

① 「やまがた教育の日」の周知・普及活動の推進

「やまがた教育の日」を周知・啓発し、県民の教育に対する関心と理解を深めるための取り組みを行うとともに、関係部局及び市町村の教育関係の取り組みを活用しながら、教育を支える文化・風土を育みます。

② 社会全体で教育を支援する取り組みの推進

家庭や地域及び関係団体等が連携・協働し、キャリア教育や児童生徒の様々な体験・学習活動を支援するなど、学校・家庭・地域が目標や目指す姿を共有しながら、社会全体で児童生徒の教育活動を支援する取り組みを進めます。

大人自身がよき手本となって社会のモラルやルールを守り、子どもたちを育てる健全な社会環境づくりを推進するため、県や市町村、関係機関・団体はもとより、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって、「大人が変われば子どもも変わる」県民運動を実践していきます。

2 学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む環境づくりの推進

① 地域学校協働活動の充実

地域学校協働本部³⁰への地域住民、地元企業、NPO・地域団体、PTA等の幅広い主体の参画を促し、子どもの成長を支えるとともに、地域活性化につながる取り組みを推進します。県内で行われているキャリア教育や部活動支援など地域の特色を生かした事例やプログラミング教育等の先進事例を紹介し、外部人材の活用や活動内容の広がりにつなげ、地域学校協働活動の充実を図ります。また、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置を推進します。

② 学校の特色を生かした地域との連携・協働の推進

学校と地域が育成する子ども像を共有しながら、地域が学校運営に積極的にに関わり、一体となって協働的な活動を行っていけるよう、小中学校における学校や地域の特色を生かした学校運営協議会制度の導入・活用を促進します。

県立学校においては、それぞれの学校の特色を生かした地域や団体等との連携・協働の在り方の検討・実施を通して、教育活動の魅力化及び活力ある学校づくりを推進します。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地域学校協働本部の仕組みを生かし、地域住民等との協働による活動が行われている公立小中学校の割合	35.4% (H30)	45%	55%	65%	70%	70%

³⁰ 幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワーク。

主要施策 18 青少年の地域力の育成・地域活動の促進

活力あるコミュニティ形成に向けて、児童生徒、青年によるボランティア活動等の地域活動を促進するとともに、地域活動に取り組む青少年リーダーの育成等を推進します。

【現状と課題】

本県では、中・高校生がボランティア活動を体験する機会を創出するとともに、青年が地域活動を行う中で高校生を対象としたワークショップを行うことを促進する等、中・高校生のボランティア活動への参加を推進するとともに、地域活動に取り組む青年グループへの支援を行ってきました。ボランティア活動に参加したことがある高校生の割合は増加し、高校生の地域活動への参加意欲が醸成されるなど、地域において若者の主体的な取り組みが行われてきました。

一方で、少子化、公民館の統廃合、社会教育関係職員の減少等もあり、「山形方式」と呼ばれた地域青少年ボランティアサークル³¹の会員や団体の数は減少傾向にあります。また、地域に根ざした青年グループの登録数は横ばいで、青年が自発的な活動を行って地域に貢献する機会が少なくなっています。ボランティア活動の中核的人材の育成に課題があり、交流機会の充実や新規サークルの立ち上げ、地域で活躍する青年と中・高校生とのつながりの強化等の、活動を継続・活性化するための取り組みが必要です。また、学校教育、社会教育での様々な活動と地域資源をつなぐことや地域との関わりの中で地域課題を解決すること等を通して、地域活動へ参画する意欲を醸成することが必要です。

【主な取組み】

1 児童生徒の地域活動の促進

① ボランティア活動の推進

児童生徒の地域におけるボランティア活動への関心を高めるため、ボランティア活動を始める契機や手法を学ぶ機会を創出し、地域のボランティア活動に取り組む意義を理解しながら、活動に関心をもつ機会を提供し、主体的にボランティア活動に関わる児童生徒数を増やし、活動の活性化につなげます。

② 郷土を学ぶ学習や地域の資源を活用した様々な体験活動の推進

(主要施策 15 1①の再掲)

ア 地域の特性や文化財・伝統行事等の理解促進のため、学校における教科の学習や総合的な学習(探究)の時間、特別の教科 道徳等の様々な場面において、地域の図書館や博物館、美術館等の施設の利活用を促進するとともに、学校の地域性や特性等に応じた体験活動、郷土のよさを再認識する探究的な学びや表現活動等を推進します。

³¹ 「山形方式」による地域ボランティアサークル：各市町村や地域の方々によって運営され、地元の青少年が学校の枠を超えて集まるボランティアサークル。このような地域主体のボランティアの在り方は全国では珍しく、「山形方式」と呼ばれ高い評価を受けた。（「YYボランティアビューロー」ホームページ）

- イ 各市町村教育委員会で発刊している社会科副読本や道徳資料、関係部局と連携して作成された本県の自然や歴史、偉人・先人の業績、伝統文化・文化財、経済産業などに触れることができる地域教材等の活用を促進するため、それらの資料を集約し、情報発信を行います。
- ウ 社会教育施設や公民館が主催する事業において、地域を知るための講座や地域の歴史や文化などの理解を深めるための活動を促進します。また、生涯学習センターと連携し、「山形学」³²の情報を発信するなどして、故郷山形について学び、山形県人としてのアイデンティティの確立と地域づくりを考える機会の創出を促進します。
- エ 県政に携わる人物との交流を通して、山形県に対する子どもたちの理解と関心を深めることにつなげていきます。また、放課後子ども教室等の場を活用し、子どもたちが様々な文化芸術に触れ体験する機会の提供や文化活動の発表機会の創出等、文化芸術団体が実施する取組みへの支援を通し、子どもたちが地域の文化を知り、興味をもつことを通し、地域への愛着と誇りを醸成します。

③ 地域課題の解決を図るための探究的な学びの推進 (主要施策 8 2①の再掲)

地域での体験や地域の人との関わりを通して、地域のよさや課題を捉え、解決に向けて主体的・協働的に取り組む学習を推進し、自分の視野の拡大や新たな価値の創造を通して、児童生徒の地域課題に向き合う力を育成します。

2 青年による地域活動の促進及び青少年リーダーの育成

① 若者が活躍できる環境づくりの推進

若者同士の交流や協働の場を創出し、若者の地域活動を促進するとともに、若者の主体的な取組みや多様な活動の展開を支援する等、若者が活躍できる環境づくりを推進します。

② 地域活動に取り組む青少年リーダーの育成

これから地域活動に取り組もうとする中・高校生が、地域活動に取り組んでいる青年から地域課題の解決に向けた活動手法を学ぶ機会を提供し、次世代の地域づくり活動のリーダーとなる人材を育成します。

【主な重要業績評価指標 (KPI)】

KPI	現状値	指標値 (工程)				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
高校生のうち、ボランティア活動に参加した生徒の割合	82.7% (H30)	84%	88%	92%	96%	100%
地域活動に取り組む青年グループ数	27 市町村 75 団体 (H30)	全市町村 77 団体	全市町村 78 団体	全市町村 79 団体	全市町村 80 団体	全市町村 82 団体

³² 「山形学」：山形県という地域を多様な切り口から学習・研究する「地域学」。

主要施策 19 地域の教育力を高める生涯学習環境の充実

地域の教育力を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、知の拠点としての県立図書館をはじめとする社会教育施設の機能を充実するとともに、地域の活動の支えとなる中核的人材の育成のための支援を行います。

【現状と課題】

本県では、平成 30 年に第 5 次山形県生涯学習振興計画を策定し、学習機会の充実や推進体制・学習環境の整備に向けた施策を推進してきました。また、平成 30 年 12 月の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、現役層などの多くの住民が主体的に参加するためのきっかけづくり、地域の学びの活動を活性化する人材（社会教育主事、社会教育士）の活躍促進等を提言しています。今後、地域活性化を推進していくため、地域に居住していない人を巻き込みながら、地域の内外の多様な人材が協働して地域課題の解決に取り組む活動などを、より積極的に推進する必要がある、そのための交流機会やネットワークづくりが重要となります。

このような中、社会教育関連施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割の期待も高まっています。大規模改修を終えた県立図書館をはじめとする社会教育施設において、それぞれの強みを活かした学習機会や交流の場を創出することや地域課題の解決に向けた取組みの支援等を行っていくことができるよう、施設の機能の充実が必要です。

また、公民館等の社会教育施設を核とした地域活動については、社会教育主事など、社会教育関係職員が活動の支援者として重要な役割を果たしてきましたが、公民館の整理統合・コミュニティセンター化に伴い、関係職員の配置数も減少傾向にあります。一方、令和 2 年度からは、新たな資格として社会教育士³³が設けられました。今後の地域活性化に向けては、地域活動の支援者として重要な役割を果たす中核的人材の育成が必要です。

更に、県立博物館においては、山形市との合意に基づき、将来的に移転整備を行う必要があり、移転に当たっては今後、様々な課題を検討していく必要があります。

³³ 社会教育士：社会教育主事養成講習等の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、講習等の修了者が称することができる資格。講習や養成課程の学習成果を活かし、NPO や企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。

【主な取組み】

1 地域における身近な学びの場づくりの促進

- 地域課題の解決に向けた講座等多様な学習機会の提供や学習情報の発信
関係部局等との連携・協働を強化し、生涯学習に関する多様な学びの情報を共有し、研修機会の充実を図ります。また、県生涯学習センターと連携して、市町村に対して講師や各種講座等の情報を提供するとともに、公民館での講座等の情報の集約・発信により、公民館やコミュニティセンター等の学習情報センターとしての機能の充実を図ります。

2 社会教育施設の機能の充実

(1) 知の拠点としての県立図書館の機能の充実

- ① 県民の知的活動を支えるとともに賑わいの拠点となる図書館づくりの推進
大規模改修を終え新たに開館した県立図書館において、県内図書館の中核として幅広い分野の図書資料の収集や調査相談能力の向上を図るとともに、企画展示・イベントの充実等により、県民の知の拠点はもとより、幅広い世代の方々が交流する賑わいの拠点となる「県民が集い・学ぶ図書館」の実現を目指します。
- ② 県内公共図書館の中心的役割としての機能の充実
団体貸出（一括特別貸出）の充実や市町村立図書館等職員を対象にした研修の充実、児童生徒の探究型学習の場の提供など、市町村立図書館や学校図書館等との連携及び市町村立図書館等への支援を強化し、県内公共図書館の中核的機能の充実を図ります。
- ③ 県民の読書活動の推進やICTの推進による資料の活用・保存等の充実
図書資料の企画展示、子ども向けおはなし会の開催、活字による読書が困難な方のための朗読サービスなど、様々な方が読書を楽しめるサービスを提供し、県民の読書活動を推進します。また、郷土資料のデジタル化及びホームページでの公開や、インターネットを利用した情報サービスの提供等、ICTの推進による利便性の向上及び図書資料の活用・保存等を図ります。

(2) 県立博物館の機能の充実

- ① 本県の魅力発信に向けた展示・企画
国宝土偶「縄文の女神」をはじめとする文化財の展示や企画を実施し、豊かな自然、郷土の歴史、伝統文化、先人の業績などについて学ぶ機会を提供し、本県の魅力を一層発信していきます。

② 多様な学びと交流の機会の拡大及び学校教育への支援

高等教育機関、社会教育施設及び民間との連携・協働を推進し、生涯学習の拠点施設として、幅広い年代層に対応した学びと交流の機会の拡大を図りながら、地域課題の解決や地域学習活動を支援します。また、「実物」の教材を持つ博物館の強みを活かし、学校教育における探究型学習の支援を行います。地域に出向くアウトリーチ活動を積極的に展開し、地域や学校教育における博物館の活用を促進します。

③ 社会的ニーズを踏まえた博物館の機能強化の検討

移転整備に係るこれまでの検討内容の整理や情報収集等必要な準備を行うとともに、博物館に対する県民のニーズの把握に努めながら、県立博物館の在り方について検討していきます。

(3) 青少年の体験活動を支援する社会教育施設の機能の充実

① 少年自然の家の機能の充実

小・中学校や幼稚園・保育所に加え、PTAや子ども育成会等に対して、地域資源を活用した魅力ある活動プログラム、指定管理者の利点を生かした自主事業による新たな活動プログラム等を提供し、青少年のよりよい体験活動の支援や有用性の周知を図ります。

② 県青年の家の機能の充実

地域活動に取り組む青少年がより質の高い活動ができるよう、県内外の先進事例を学ぶ機会を提供するとともに、利用者のニーズに応じた管理運営や事業の実施に努め、青少年の学びの拠点として機能の充実に努めます。

3 地域の学びを支える人材育成の促進

○ 社会教育士や社会教育主事等社会教育の中核となる人材の育成促進

社会教育士の養成を支援するとともに、社会教育主事有資格者に対する研修を充実し、社会教育の充実や生涯学習の推進、学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。また、市町村における社会教育関係職員研修機を提供するとともに、相談体制の充実に努めます。また、大学等高等教育機関と連携し、社会教育に係る調査から得た情報を市町村等に発信することや社会教育関係者の研修により、地域の教育力向上を図ります。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
公民館等で開催されている各種事業・講座等への参加人数	523,761人 (H29)	547,300人	547,400人	547,500人	547,600人	547,700人

基本方針Ⅸ 地域に活力を与える文化とスポーツを推進する

文化は、人々に喜びや感動、心の安らぎをもたらす、人々の感性や創造する力を培うことから、人々が互いに理解し、尊重し合うための社会の礎となるものです。地域の文化を知ることは、地域への誇りや愛着を育み、生きる力となります。また、スポーツは、心身の健康増進や体力の向上をもたらすとともに、夢や感動を人々に与え、一体感や地域への誇りを醸成するものです。文化とスポーツが、県民と地域の活力を生み出すことに果たす役割は大きいことから、基本方針Ⅸとして、地域に活力を与える文化とスポーツを推進していきます。

主要施策 20 県民に喜びと心の安らぎを与える文化の推進

県民誰もが、生涯を通じて、文化を鑑賞し、参加し、創造することで、喜びや感動、心の安らぎを享受できるよう、文化に親しむ環境づくり及び文化を活用した地域活性化を促進します。

【現状と課題】

本県では、「山形県文化基本条例」を制定し、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指しています。県民一人ひとりが文化活動の主役であることを再認識し、思いを一つにして本県文化の推進に取り組むことが求められています。山形県総合文化芸術館の開館、県立図書館のリニューアルオープンなどにより、新たな機能を活かした魅力ある公演や展示の充実が期待されています。

また、これまで、県では、地域で守り伝えられてきた「山形の宝」を『知る』『守る』『活かす』を基本に未来へ継承することで郷土への誇りと愛着を育み、地域活性化や交流につなげる取組みを進めてきました。これまでに「出羽三山『生まれかわりの旅』」や「山寺が支えた紅花文化」など4件の日本遺産が認定されています。また、「未来に伝える山形の宝」登録制度に登録された団体の中には、構成文化財である民俗芸能の演目を復活させたものもあります。

地方創生への取組みが一層求められる中、文化を通じた県民の活力の創出が期待されています。本県の歴史や文化の魅力を、県内外に一層発信し、更には、文化を通じた地域活性化の取組みを通して、県民の活力を生み、地域の活力を強めることにつなげる必要があります。

【主な取組み】

1 文化に親しむ環境づくりの促進

(1) 文化に親しむ機会の充実

① 県民の芸術鑑賞機会の充実

美術館・博物館、山形交響楽団による展示会や公演、コンサートへの支援や山形県総合文化芸術館の規模や機能を活かした質の高い舞台公演や著名アーティストの公演など県民が魅力を

感じる事業を実施し、県民の鑑賞機会の充実を図ります。また、県民芸術祭の開催により県民の文化活動の発表の場を創出することで、県民の文化活動の充実を図ります。

② 郷土を知る機会の充実

県立図書館における郷土に関する資料の展示や県立博物館、考古資料館における魅力ある企画展や講座等の開催などの充実を図ります。

③ 学校・地域における文化芸術活動の推進 (主要施策5 2①②の再掲)

ア 学校における山形交響楽団や美術館・博物館をはじめとする県内の文化芸術団体等との連携により、良質な文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、中・高等学校の文化部活動や県高等学校総合文化祭の開催を支援し、児童生徒の文化芸術活動の一層の活性化を図ります。また、関係機関と連携して、障がいのある子どもたちが文化芸術に触れることや体験する機会を提供し、文化芸術に親しもうとする意欲醸成を図ります。

イ 「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、文化部活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じて多様な形で最適に実施されるよう推進していきます。

ウ 伝統文化の継承に向けたふるさと塾の活動への支援等により、子どもたちが地域の優れた文化芸術に触れる機会を創出します。

エ 子どもたちへの様々な文化芸術に触れ体験する機会の提供、子どもたちによる文化活動の発表機会の創出、未就学児等も対象とするオーケストラコンサートの開催等、文化芸術団体が放課後子ども教室等の場を活用して実施する取組みへの支援を通し、子どもたちが文化芸術に親しむ取組みを推進します。

④ 県内文化情報の県内外への発信の充実

関係機関が連携して県内の文化情報（文化施設、文化団体、伝統芸能・文化財、人、イベント等とそれらの歴史やプロフィール）を収集し、発信します。

(2) 文化施設の充実及び活用促進

① 文化施設における質の高いサービス提供の推進

山形県総合文化芸術館、置賜文化ホールにおける質の高い施設・設備・サービスの提供や、県立図書館、県立博物館における魅力ある資料の展示や企画展の充実を図ります。また、文化施設における外国語表記や音声ガイド、バリアフリー、託児等の推進により、誰もが文化活動に参加できる環境づくりを進めます。

② 文化施設相互のネットワーク活動の充実

県内文化施設のネットワークを活用した情報交換や研修等の実施により、各施設の取組みの工夫についての共有や職員等のスキルアップを図り、施設設備やサービスを充実します。

(3) 文化に関わる人材の育成等

① 地域の文化活動団体の活動推進

地域住民主体の文化活動団体が行う担い手確保や育成に対する支援、伝承活動であるふるさと塾の取組みを推進することで民俗芸能など地域の文化を次世代に継承し、地域をつくる人材を育成します。

② 文化事業の企画・運営等を行う人材の育成

山形県総合文化芸術館や置賜文化ホールを活用し、文化事業の企画等を行う人材の育成を図るとともに、文化施設やイベント等で運営や開催を支援する文化ボランティアの育成を促進し、本県の文化活動の活性化を図ります。

2 文化を活用した地域活性化の促進

(1) 伝統文化・文化財を活用した地域づくりの推進

① 「未来に伝える山形の宝」登録制度の活用 (主要施策 16 2①の再掲)

市町村による「未来に伝える山形の宝」への登録を促進するとともに、文化財を『知る』『守る』『活かす』保存・活用の取組みについて、関係機関と連携しながら磨き上げや情報発信の支援を行います。

「未来に伝える山形の宝」登録団体の文化財を保存・活用する取組みと児童生徒の学習とをつなげるための情報発信等を行い、地域の文化財について児童生徒が学ぶための環境づくりに努めます。

② 日本遺産の活用 (主要施策 16 2②の再掲)

認定地域の構成市町、関係機関と連携し、ポータルサイトやパンフレット等を活用して、地域の特色ある歴史、文化の魅力を県内外に広く発信するとともに、日本遺産を活用して、地域の文化財に対する県民の関心を高めることで、郷土への愛着、誇り、未来へ継承していく気運の醸成に努めます。また、地域の文化財の保存・継承を図るとともに、精神文化ツーリズム等をきっかけとして、コミュニティの活性化につながる交流の創出に努めます。

③ 埋蔵文化財の活用

国宝「縄文の女神」をはじめとした埋蔵文化財への理解を深め、郷土への愛着につながるよう普及啓発活動を推進します。

(2) 文化施設等と地域の連携による賑わいづくりの推進

① 県民の知的活動を支えるとともに賑わいの拠点となる図書館づくりの推進

(主要施策 19 2 (1) ①の再掲)

大規模改修を終え新たに開館した県立図書館において、県内図書館の中核として幅広い分野の図書資料の収集や調査相談能力の向上を図るとともに、企画展示・イベントの充実等により、

県民の知の拠点はもとより、幅広い世代の方々が交流する賑わいの拠点となる「県民が集い・学ぶ図書館」の実現を目指します。

② 山形県総合文化芸術館、郷土資料館等の活用

山形県総合文化芸術館における山形の文化・産業等の魅力発信機能を最大限に活用し、県内全域における交流人口の拡大、周辺施設等との連携による賑わいづくり及び、県郷土館における周辺地区の行事やイベント等との連携による賑わいづくりを推進します。

③ 県立博物館の魅力発信、多様な学びと交流の機会拡大

(主要施策 19 2 (2) ①②の再掲)

国宝土偶「縄文の女神」をはじめとする文化財の展示や企画を実施し、豊かな自然、郷土の歴史、伝統文化、先人の業績などについて学ぶ機会を提供し、本県の魅力を一層発信していきます。

高等教育機関、社会教育施設及び民間との連携・協働を推進し、生涯学習の拠点施設として、幅広い年代層に対応した学びと交流の機会の拡大を図りながら、地域課題の解決や地域学習活動を支援します。また、「実物」の教材を持つ博物館の強みを活かし、学校教育における探究型学習の支援を行います。地域に出向くアウトリーチ活動を積極的に展開し、地域や学校教育における博物館の活用を促進します。

【主な重要業績評価指標 (KPI)】

KPI	現状値	指標値 (工程)				
		R2	R3	R4	R5	R6
県立文化施設等の来館者数	870,200 人(H29)	100 万人	100 万人	100 万人	100 万人	100 万人

主要施策 21 県民に元気と感動を与えるスポーツの推進

県民誰もが、生涯を通してスポーツ活動を楽しむことができるよう、スポーツ活動を楽しむ機会の提供やスポーツ環境の充実等、スポーツ活動を推進します。また、本県スポーツ界の競技力と裾野の拡大を図るため、トップアスリート育成に向けた支援・強化策を推進します。スポーツとの多様な関わりを創出し、スポーツを通じた地域の活性化につなげていきます。

【現状と課題】

本県では、「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動の一層の推進や、スポーツを通じた活力ある地域社会の実現等を改定のポイントとして、「山形県スポーツ推進計画」〈後期改訂計画〉を平成30年6月に策定しました。

本県の「成人のスポーツ実施率」は、上昇傾向にあります。未実施率も上昇し、スポーツを実施している人とそうでない人との二極化が見られます。また、全ての市町村に一つ以上の総合型地域スポーツクラブが設立されていますが、自己財源の確保・人材不足などを抱えるクラブが多いことが課題となっています。

中学校においては、部活動を学校単独で行うことが難しい学校が増加し、今後の部活動のあり方についての検討が必要です。

競技スポーツでは、東京2020オリンピックや南東北総体に向けた支援・強化等の結果、本県にゆかりのある選手が日本代表に選出されるなど、選手の競技力向上が図られています。また、YAMAGATAドリームキッズの在籍生及び修了生の中から、年代別日本代表として国際大会に出場するなど、これまでの取り組みの成果が見られます。競技力の向上のため、健康・コンディショニングの管理やドーピング防止の指導等、スポーツ医・科学に基づいたトレーニングの実践や指導の重要性が高まっています。

少子高齢化を伴う人口減少が進む中、スポーツ資源を地域の魅力づくりやまちづくりの核とする取り組みにより、交流人口の拡大を図り、地域活性化につなげる必要があります。また、本県で育成されたアスリートが、県内でアスリートや指導者として活躍できる仕組みや環境が十分ではないことが課題となっていることから、次世代のアスリートを育成することに加えて、アスリートが希望する県内での回帰・定着できる仕組みづくりが必要です。

【主な取り組み】

1 生涯を通して楽しめるスポーツ活動の推進

① ライフステージに応じて楽しめるスポーツ機会の提供

県民誰もがライフステージに応じて楽しめるスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの質的充実を推進していきます。また、スポーツ愛好者の増加と交流を一層促進するために、スポーツレクリエーションによる交流機会の充実を図ります。また、障がいのある人も取り組むことができるスポーツを体験する機会を、関係機関と連携して提供し、スポーツに親しもうとする意欲醸成を図ります。

- ② 地域等との連携による運動部活動の見直し (主要施策6 3①の一部再掲)
 少子化に伴う運動部活動の課題を解決するために、各競技団体、総合型地域スポーツクラブ、民間事業者等と学校が協働・融合した活動のあり方について検討し、地域の実情に応じて取組みを進めていきます。
- ③ スポーツ環境の充実
 スポーツ指導者やスポーツ推進委員等のスポーツを支える人材の確保・養成を図ります。また、学校体育施設等の有効活用やスポーツ施設以外のスペースも含めた、地域における身近なスポーツ活動の場の充実を図ります。

2 トップアスリート育成に向けた支援・強化策の推進

- ① オリンピアン輩出に向けた強化策の確立
 JSC（日本スポーツ振興センター）との連携及び関係機関等とのスポーツ医・科学ネットワークの構築を図るとともに、データに基づいた医・科学的トレーニングの提供などトップアスリートの活動を支える環境を整えます。更に、企業等との協働等、施設・スタッフの充実に向けた取組みを行います。
 令和4年度全国高等学校総合体育大会スキー競技をはじめとする全国規模の大会を計画的に開催し、選手の強化・育成を図り、東京オリンピック以降の国際大会での本県関係選手の活躍につなげていきます。
- ② ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の充実・強化
 全国や世界で活躍できるアスリートを発掘・育成・強化するため、ジュニア期（小・中・高等学校）における各競技団体・学校関係機関・県スポーツ協会等と連携した一貫指導体制を構築します。また、優れた身体能力を有する県内の小学生を発掘し、世界で活躍するために必要な運動能力・技能の向上を図るとともに、社会貢献や国際感覚に優れた本県の競技スポーツを牽引する次世代アスリートを育成します。
- ③ 誠実、健全及び高潔なスポーツ活動の推進
 地域・競技団体・スポーツ協会及び関係団体が連携・協働し、運動部活動やスポーツ団体の体験を通して、ドーピング・ハラスメント・暴力行為等の防止に向けた研修会を実施し、スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性（インテグリティ³⁴）の維持・向上を推進します。また、県内競技団体に対しスポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の策定・活用を促し、スポーツ団体のガバナンス³⁵強化・コンプライアンス³⁶の徹底を図ります。

³⁴ インテグリティ：スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性（インテグリティ）とは、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念。

³⁵ ガバナンス：組織や社会に関与するメンバーが主体的に関与を行なう、意思決定、合意形成システム。スポーツ団体においては、その社会的責任を果たすため、多様な意見を集約し、その意思決定や活動内容の公開に努めることにより、対外的な透明性を高め、説明責任を果たすことともに、詳細な内部規定の制定により、運営の倫理性の確保に努めることが求められている。

³⁶ コンプライアンス：法律や社会的な通念を守ること。

3 スポーツを通じた地域活性化の推進

① スポーツを通じた地域の賑わいづくりの推進

県内を拠点に活動するプロスポーツチームの発信力や集客力を活用し、交流人口の拡大等を図るとともに、合宿等の誘致・受入支援や地域資源を活用した「スポーツツーリズム」を推進し、地域の活性化を図ります。

② スポーツ施設等の有効活用による地域活性化の促進

市町村等との適切な役割分担の下にスポーツ施設等の整備及び有効活用を図り、アスリートの活動を支えるスポーツ環境の整備や地域住民が楽しく安全にスポーツに親しむ環境を創出します。また、自然環境や地域特性を活かしたスポーツの促進、全国規模の大会の開催などを推進し、競技力向上及び県外の人を巻き込んだ地域活性化を図ります。

③ トップアスリート・指導者の県内回帰・定着及び活躍の場の拡充

国際大会や国体等全国大会で活躍するトップアスリート並びに高度な専門的能力を有する指導者を確保するため、県内への就職希望者と企業等とのマッチングを図ることにより、県内回帰・定着を推進します。

県内に就職したトップアスリート・指導者が活躍するための支援や本県スポーツを支える人材として活躍できる場の充実を図ります。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
成人の週1回以上のスポーツ実施率	39.5% (R1)	46.3%	53.1%	60%	60%	60%
インターハイ入賞数	夏季:45 冬季:24 (H30)	夏季: 40以上 冬季: 15以上	夏季: 40以上 冬季: 15以上	夏季: 40以上 冬季: 15以上	夏季: 40以上 冬季: 15以上	夏季: 40以上 冬季: 15以上
国民体育大会天皇杯順位	34位 (H30)	20位台	20位台	20位台	20位台	20位台
オリンピック等国际舞台で活躍する選手の輩出	—	日本選手団選手数の1%以上(東京)	—	日本選手団選手数の1%以上(北京)	—	日本選手団選手数の1%以上(パリ)

第6次山形県教育振興計画主な重要業績評価指標

第6次山形県教育振興計画（後期計画）主な重要業績評価指標		
主 な 重 要 業 績 評 価 指 標		
	現状値	R6目標値
主要施策1「いのちの教育」の推進		
・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小 83.5%(H31.4)	86%
	中 77.8%(H31.4)	83%
・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小 84.8%(H31.4)	88%
	中 72.3%(H31.4)	75%
主要施策2 思いやりの心と規範意識の育成		
・学校のきまり（規則）を守っている児童生徒の割合	小 94.2%(H31.4)	100%に 近づける
	中 96.2%(H31.4)	
・いじめの認知件数に占める、いじめが解消しているものの割合 (小・中・高・特支)	97.8% (H29認知分 H31.3.31)	100%に 近づける
主要施策3 生命の継承の大切さに関する教育の推進		
・本県独自教材（※）を活用した授業を実施した県立高等学校の割合 ※「生命を次代につなぐ意識啓発事業 高等学校家庭科指導事例集」	84.0%(H30)	100%
主要施策4 教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進		
・保護者用学習資料（※）を活用した講座・研修会等の実施回数 ※県生涯学習振興室作成資料	96回(H30)	150回
主要施策5 豊かな心の育成		
・読書が好きな児童生徒の割合	小 78.7%(H31.4)	81%
	中 68.7%(H31.4)	71%
主要施策6 健やかな体の育成		
・毎日朝食を摂っている児童生徒の割合	小 88.9%(H31.4)	90%程度
	中 87.2%(H31.4)	
・子どものスポーツ実施率（1日60分以上）（小学5年生）	40.1%(R1)	60%
主要施策7 主体的・協動的な学びによる確かな学力の育成と個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備		
・全国学力・学習状況調査で正答率が全国平均以上の科目数	5科目中 2科目(H31.4)	全科目 (6/6)
・国語、算数・数学の勉強が「好き」な児童生徒の割合が 全国平均以上の科目数	5科目中 2科目(H31.4)	全科目 (6/6)
・国語、算数・数学の内容が「分かる」と答えた児童生徒の割合が 全国平均以上の科目数	5科目中 2科目(H31.4)	全科目 (6/6)
・学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点の指導計画を 作成している学校の割合	小 85.4%(H31.4)	100%
	中 78.6%(H31.4)	100%
・県内の大学等への県内進学者の割合	30.8% (H31.4)	33%
・医学部医学科・難関大学合格者の割合	5%(H30)	5%以上
主要施策8 グローバル化等に対応する実践的な力の育成		
・CEFR A1レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる中学生の割合	36.4%(H30)	50%
・CEFR A2レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる高校生の割合	43.2%(H30)	50%
・CEFR B2レベル相当の英語力のある英語担当教員の割合	中 29.1%(H30)	50%
	高 60.3%(H30)	85%
・地域課題の解決に向けた探究型学習に取り組む県立高校の割合	65.4%(R1)	80%
主要施策9 ICTを活用した情報活用能力の育成		
・児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合	72.8% (H31.3)	75%
・学校におけるICT環境の整備 (県立高校における無線LAN整備率)	19.6%(H31.3)	100%

第6次山形県教育振興計画主な重要業績評価指標

主要施策10 自己実現を図るための勤労観・職業観の育成

・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（再掲）	小 84.8%(H31.4)	小 88%
	中 72.3%(H31.4)	中 75%
・難しいことでも失敗をおそれないで挑戦する児童生徒の割合	小 81.4%(H31.4)	小 86%
	中 74.5%(H31.4)	中 79%
・県内の大学等への県内進学者の割合（再掲）	30.8% (H31.4)	33%
・高校生の県内就職率	77.9%(H30)	80%以上
・就職を希望している高校生の就職率	99.5%(H30)	100%

主要施策11 特別支援教育の充実

・特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率	89.5%(H30)	98%
・障がいのある幼児児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成率 (通級による指導、通常の学級)	通級：74.0%(R1)	100%
	通常：93.4%(R1)	100%

主要施策12 子どもの学習意欲を喚起する環境づくりの推進

・複数月平均の超過勤務時間が80時間を超える教員数	小87人 中445人 特支2人 高441人 (R1.10)	0人
・健康診断時における要精密検査該当者の精密検査受診率（教職員）	91.3%(H30)	100%
・学校管理下における事故災害で負傷する児童生徒の割合	8.1%(H30)	8%未満

主要施策15 郷土愛を育み、地域と協働する教育の推進

・地域の行事に参加している児童生徒の割合	小85.7%(H31.4)	90%
	中65.9%(H31.4)	70%
・地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合	小61.1%(H31.4)	70%
	中48.7%(H31.4)	55%

主要施策16 山形の宝の保存活用・継承

・「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数	305団体 (R1)	310団体
・「未来に伝える山形の宝」登録制度による登録市町村数	23市町村 (H30)	全市町村

主要施策17 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

・地域学校協働本部の仕組みを生かし、地域住民等との協働による活動が行われている公立小中学校の割合	35.4%(H30)	70%
--	------------	-----

主要施策18 青少年の地域力の育成・地域活動の促進

・高校生のうち、ボランティア活動に参加した生徒の割合	82.7%(H30)	100%
・地域活動に取り組む青年グループ数	27市町村 75団体 (H30)	全市町村 82団体

主要施策19 地域の教育力を高める生涯学習環境の充実

・公民館等で開催されている各種事業・講座等への参加人数	523,761人(H29)	547,700人
-----------------------------	---------------	----------

主要施策20 県民に喜びと心の安らぎを与える文化の推進

・県立文化施設等の来館者数	870,200人(H29)	100万人
---------------	---------------	-------

主要施策21 県民に元気と感動を与えるスポーツの推進

・成人の週1回以上のスポーツ実施率	39.5%(R1)	60%
・インターハイ入賞数	夏季 45(H30)	40以上
	冬季 24(H30)	15以上
・国民体育大会 天皇杯順位	34位(H30)	20位台
・オリンピック等国際舞台で活躍する選手の輩出	—	日本選手団選手数の 1%以上 (パリ)

※現状値は令和2年3月現在における直近値。

第6次山形県教育振興計画（後期計画）策定要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会・経済情勢の著しい変化に対応して、中・長期展望のもとに本県教育行政の基本的方向を明らかにし、教育行政の総合的、計画的な推進を図るための教育計画の策定について、必要な事項を定める。

（名称）

第2条 この計画は、「第6次山形県教育振興計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）と称する。

（後期計画の性格）

第3条 後期計画は、県教育委員会の所管事項を中心に、第6次山形県教育振興計画の計画期間後期において本県教育が進むべき方向及び各分野における施策の内容と方向を明らかにするものである。

2 後期計画は、「第4次山形県総合発展計画（仮称）」との整合性を図り、また、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画として位置付けるものである。

3 後期計画は、市町村に対しては県との一体的な施策の推進を期待し、更に県民に対しては理解と協力を求めようとするものである。

（後期計画の対象・範囲）

第4条 後期計画の対象・範囲は、県教育委員会の所管事項を中心として、本県教育振興のため必要と認められる教育全般に関する事項とする。

(後期計画の期間)

第5条 後期計画は、令和2年度を初年度とし令和6年度を目標年度とする。

(後期計画の構成)

第6条 後期計画は、今後おおむね5年間の中・長期展望に立った、本県教育の基本的姿勢及び施策の方向（総論）と、総論を踏まえながら、今後進むべき具体的施策の方向を明らかにした部門別計画（各論）から構成する。

(後期計画の策定方針)

第7条 後期計画は、教育を取り巻く環境の変化や前期の総括を踏まえ、基本方針及び主要な施策を見直すとともに、後期における推進工程を示すものとする。

(後期計画の策定期間)

第8条 後期計画は、令和元年度末を目途として策定する。

(知事部局との連携)

第9条 後期計画策定にあたって、知事部局の所管事項と関連するものについては、知事部局の関係部局に協力を要請し、十分な連携を図るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、後期計画の策定に必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。

第6次山形県教育振興計画（後期計画）検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 第6次山形県教育振興計画（後期計画）の策定にあたり本県教育が進むべき方向やその実現に必要な施策について、広く県民から意見を聞くため、第6次山形県教育振興計画（後期計画）検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（設置期間）

第2条 検討委員会の設置期間は、平成30年12月20日から平成32年3月31日までとする。

（委員）

第3条 検討委員会は、県内各層の有識者15人以内の委員で構成する。

2 委員の任期は、前条の期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長の指名する委員をもってあてる。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

（会議）

第5条 検討委員会の招集は、教育長が行う。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員長が必要と認めたときは、検討委員会に委員以外の者を招き、意見や説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 検討委員会の庶務は、教育庁総務課において処理する。

（教育委員）

第7条 山形県教育委員は、検討委員会に出席し、意見を述べることができる。

（その他）

第8条 その他、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

第6次山形県教育振興計画(後期計画)検討委員会委員名簿

任期：平成30年12月20日～平成32年3月31日

(平成30年12月現在 敬称略・五十音順)

氏名	所属等
阿部 由里子	金山町教育委員会 教育委員
有路 智子	県中学校長会 (山形市立高楯中学校校長)
池田 めぐみ	(公財) 山形県体育協会 スポーツ指導員
大隅 晃弘	県高等学校長会 (県立新庄南高等学校校長)
落合 陽子	庄内町学校支援地域本部コーディネーター
國井 由紀子	県連合小学校長会 (天童市立天童南部小学校校長)
栗田 幸太郎	有限会社 ワーコム農業研究所 代表取締役
黒田 三佳	人材育成アカデミー ローズレーン代表 県家庭教育アドバイザー
小関 博資	株式会社 昌和製作所 代表取締役社長
渋谷 孝雄	県立うきたむ風土記の丘考古資料館 館長
高橋 真琴	県特別支援学校長会 (県立鶴岡高等養護学校校長)
高見 佳澄	山形県PTA連合会 母親委員会委員長
千葉 亮子	県私立幼稚園・認定こども園協会 副会長 (学校法人尾花沢学園 尾花沢幼稚園園長)
眞壁 豊	東北文教大学人間科学部子ども教育学科 准教授
三浦 登志一	山形大学大学院教育実践研究科 教授

第6次山形県教育振興計画（後期計画）策定に係る経過

会議等及び期日	主な内容
第1回検討委員会 平成30年12月20日	○「第6次山形県教育振興計画」前期における取組みの成果と課題について ○基本目標及び「目指す人間像」について ○施策体系（10の基本方針、20の主要施策）について
第2回検討委員会 平成31年2月18日	○後期計画の重点になると考えられる施策等について
第3回検討委員会 令和元年8月5日	○後期計画の目指す人間像及び基本的項目について
市町村教育委員会教育長等懇談会・現場教員等懇談会 令和元年8月中旬 ～10月初旬	○県内4地域（村山・最上・置賜・庄内）において、市町村教育委員会教育長等の意見を聴取 ○県内4地域（村山・最上・置賜・庄内）において、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員及び社会教育関係職員の意見を聴取
第1回山形県総合教育会議 令和元年10月7日	○現行の「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」の評価、今後の方向性について
第4回検討委員会 令和元年11月29日	○後期計画の骨子案について
第2回山形県総合教育会議 令和2年1月20日	○新「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」の素案について
第5回検討委員会 令和2年1月21日	○後期計画の素案について
パブリック・コメントの実施 令和2年1月23日 ～2月12日	○「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」（案）について ○「第6次山形県教育振興計画（後期計画）」（案）について
部長会議 令和2年3月23日	○新「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」（案）について報告
山形県教育委員会 令和2年3月26日	○「第6次山形県教育振興計画（後期計画）」の決定 ○新「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」（案）について教育委員からの意見聴取（委員会終了後）
知事決定 令和2年3月31日	○新「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」の決定

第6次山形県教育振興計画（後期計画）

令和2年3月 策定

[編集・発行] 山形県教育委員会

[問合せ先] 〒990-8570

山形市松波二丁目8-1

山形県教育庁総務課 企画調整担当

TEL 023-630-2692 FAX 023-630-2998

URL <http://www.pref.yamagata.jp/>